

付録－1 定期点検における損傷等級判定基準

鋼材部の損傷

① 腐食	33
② 亀裂・破断	35
③ ゆるみ・脱落	36
④ 防食機能の劣化	37

コンクリート部材の損傷

⑤ ひびわれ	39
⑥ 剥離・鉄筋露出・うき	43
⑦ 漏水・遊離石灰	44
⑧ 抜け落ち	45
⑨ コンクリート補強材の損傷	46
⑩ 床版ひびわれ	47

路面の損傷

⑪ 遊間の異常	49
⑫ 路面の凹凸	50
⑬ 舗装の異常	51

支承部の損傷

⑭ 支承の機能障害	52
-----------	----

共通の損傷

⑮ 定着部の異常	53
⑯ 変色・劣化	54
⑰ 変形・欠損	55
⑱ 洗掘	56

※《損傷の有無のみを評価する損傷》

⑲ 漏水・滞水	57
⑳ 異常な音・振動	57
㉑ 異常なたわみ	58
㉒ 土砂詰り	58
㉓ 沈下・移動・傾斜	58
㉔ その他	58

付録－1．定期点検における損傷等級判定基準

① 腐食

【一般的性状・損傷の特徴】

腐食は、（塗装やメッキなどによる防食措置が施された）普通鋼材では表面錆が発生している状態、又は錆が極度に進行し板厚減少や断面欠損（以下「板厚減少等」という。）を生じている状態をいう。耐候性鋼材の場合には、保護性錆が形成されず異常な錆が生じている場合や、極度な錆の進行により板厚減少等が著しい状態をいう。

腐食しやすい箇所は漏水の多い桁端部、水平材上面など滞水しやすい箇所、支承部周辺、通気性、排水性の悪い連結部、泥、ほこりの堆積しやすい下フランジの上面、溶接部等である。

鋼トラス橋、鋼アーチ橋の主構部材（上弦材・斜材・垂直材等）が床版や地覆のコンクリートに埋め込まれた構造では、雨水が部材上を伝わって路面まで達することで、鋼材とコンクリートとの境界部での滞水やコンクリート内部への浸透が生じやすいため、局部的に著しく腐食が進行し、板厚減少等の損傷を生じることがあり、注意が必要である。

アーチ及びトラスの格点などの構造物に滞水や粉塵の堆積が生じやすい箇所では、局部的な塗膜の劣化や著しい損傷が生じることがあり、注意が必要である。

同一構造の箇所では、同様に腐食が進行していることがあるため、注意が必要である。

ケーブル定着部などカバー等で覆われている場合に、内部に水が進入して内部のケーブルが腐食することがあり、注意が必要である。

【他の損傷との関係】

- ・基本的には、錆が発生する前段階（中塗り、下塗りの露出等）は「④防食機能の劣化」として扱い、表面錆発生以降は「①腐食」として扱う。
- ・耐候性鋼材で保護性錆が生じるまでの期間は、錆の状態が一様でなく異常腐食かどうかの判断が困難な場合があるものの、板厚減少等を伴わないと見なせる程度の場合には「④防食機能の劣化」として扱う。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・板厚の減少を伴うかどうかによって、対策の優先度が異なる。

【その他の留意点】

- ・腐食を記録する場合、塗装などの防食機能にも損傷が生じていることが一般的であり、これらについても同時に記録する必要がある。
- ・鋼材に生じた亀裂の隙間に滞水して、局部的に著しい隙間腐食を生じることがある。鋼材に腐食が生じている場合に、溶接部近傍では亀裂が見落とされることが多いので注意が必要である。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷がないか、損傷箇所の面積が小さく局部的である。錆は表面的で、著しい板厚減少等は視認できない。
B	着目部分の全体に錆が生じている、又は着目部分に拡がりのある発錆箇所が複数ある。錆は表面的であり、著しい板厚減少等は視認できない。
C	鋼材表面に著しい膨張が生じている、又は明らかな板厚減少等が視認できる。 (腐食面積の大小は問わない。)

注) 損傷の深さは、錆の状態（層状、孔食など）にかかわらず、板厚減少等の有無によって評価する。

また、損傷の面積の大小の区分の閾値の目安は、50%である。

② 亀裂・破断

【一般的性状・損傷の特徴】

鋼材の亀裂は、応力集中が生じやすい部材の断面急変部や溶接接合部などに多く現れる。亀裂は鋼材内部に生じる場合もあるので外観性状だけでは検出不可能である。

亀裂の大半は、極めて小さく溶接線近傍のように表面性状がなめらかでない場合には表面傷や錆等による凹凸の陰影との見分けがつきにくいことがある。なお、塗装がある場合に表面に開口した亀裂は塗膜われを伴うことも多い。

アーチやトラスの格点部などの大きな応力変動が生じることのある箇所については、亀裂が発生しやすい部位であることに加えて、損傷した場合に構造全体系への影響が大きいため、注意が必要である。

ゲルバー構造などにある桁を切り欠いた構造部分では、応力集中箇所となり、疲労上の弱点となることがある。

鋼部材が完全に破断しているか、破断しているとみなせる程度に断裂している状態である。床組部材や対傾構・横構などの2次部材、あるいは高欄、ガードレール、添架物やその取り付け部材などに多くみられる。

【他の損傷との関係】

- ・鋼材の亀裂損傷の原因は外観性状だけでは判定できないことが多く、位置や大きさなどに関係なく鋼材表面に現れたわれは全て「亀裂」として扱う。
- ・鋼材のわれや亀裂の進展により部材が切断された場合は、「破断」として評価する。
- ・断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認され、直下の鋼材に亀裂が生じている疑いを否定できない場合には、鋼材の亀裂を直接確認していなくても、「④防食機能の劣化」以外に「亀裂」としても扱う。
- ・ボルトやリベットの破断、折損は「③ゆるみ・脱落」として評価する。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	断面急変部、溶接接合部などに塗膜われが確認できる。 亀裂を生じているものの、線状でないか、線状であってもその長さがきわめて短く、さらに数が少ない場合。
C	線状の亀裂が生じている。または、直下に亀裂が生じている疑いを否定できない塗膜われを生じている。 破断している。

注1：塗膜われとは、鋼材の亀裂が疑わしいものをいう。

2：長さが極めて短いとは、3mm未満を1つの判断材料とする。

③ ゆるみ・脱落

【一般的性状・損傷の特徴】

ボルトにゆるみが生じたり，ナットやボルトが脱落している状態。ボルトが折損しているものも含む。ここでは，普通ボルト，高力ボルト，リベット等，の種類や使用部位等に関係なく全てのボルト，リベットを対象としている。

【他の損傷との関係】

- ・ 支承ローラーの脱落は，「⑭支承の機能障害」として評価する。
- ・ 支承アンカーボルトや伸縮装置の取付けボルトも対象とするが，これらの損傷を生じている場合には，支承，伸縮装置それぞれの機能障害としても当該箇所でも評価する。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	ボルトのゆるみや脱落が確認され、その数が少ない。 (一群あたり本数の5%未満である)
C	ボルトのゆるみや脱落が確認され、その数が多い。 (一群あたり本数の5%以上である)

注1：一群とは，例えば，主桁の連結部において，下フランジの連結板，ウェブの連結板，上フランジの連結板のそれぞれをいう。

注2：格点等，一群あたりのボルト本数が20本未満の場合は，1本でも該当すれば，「C」と評価する。

④ 防食機能の劣化

【一般的性状・損傷の特徴】

鋼部材を対象として、塗装やメッキにおいては、防食皮膜の劣化により変色、ひびわれ、ふくれ、はがれ等が生じている状態をいう。

耐候性鋼材においては保護性錆が形成されていない状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・基本的には、錆が発生する前段階（中塗り、下塗りの露出等）は「④防食機能の劣化」として扱い、表面錆発生以降は「①腐食」として扱う。
- ・耐候性鋼材においては、板厚減少を伴う異常錆が生じた場合に「①腐食」として扱い、粗い錆やウロコ状の錆が生じた場合は「④防食機能の劣化」として扱う。
- ・コンクリート部材の塗装は対象としない。「⑨コンクリート補強材の損傷」として扱う。

【その他の留意点】

- ・局部的に「①腐食」として扱われる錆を生じた箇所がある場所において、腐食箇所以外に防食機能の劣化が認められる場合は、「④防食機能の劣化」としても扱う。
- ・耐候性鋼材で保護性錆が生じるまでの期間は、錆の状態が一様でなく異常腐食かどうかの判断が困難な場合があるものの、板厚減少等を伴うと見なせる場合には「①腐食」としても扱う。板厚減少の有無の判断が難しい場合には、「①腐食」として扱う。
- ・耐候性鋼材の表面に表面処理材を塗布している場合、表面処理材の塗膜の剥離は損傷として扱わない。また、耐候性鋼材に塗装している場合、その部分は塗装として扱う。
- ・熔融亜鉛メッキ表面に生じる白錆は、損傷として扱わない（白錆の状況は、損傷図に記録する）。
- ・鋼コンクリート合成床版の底鋼板及びI型鋼格子床版の底型枠は、鋼部材として扱う。
- ・重防食塗装系の橋梁においては、防食下地のジンクリッチペイントの健全性と上塗り塗膜の状態を把握することが重要である。

【損傷の評価】

(1) 損傷等級の評価区分

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
	耐候性鋼材においては、保護性錆は粒子が細かく、一様に分布、黒褐色を呈す。また、保護性錆の形成過程では、黄色、赤色、褐色を呈す。
B	最外層の防食皮膜に変色が生じたり、局所的なうきが生じている。
	めっき、金属溶射において、局所的に防食皮膜が劣化し、点錆が発生している。 耐候性鋼材において、錆の大きさが粗い。(1~5mm程度)
C	部分的に防食塗膜が剥離し、下塗りが露出している。又は防食塗膜の劣化範囲が広く、点錆が発生する。
	めっき、金属溶射において、防食皮膜の劣化範囲が広く、点錆が発生している。 耐候性鋼材において、錆の大きさが5~25mm程度のうろこ状となっているか、層状剥離している。

(2) その他の記録

耐候性鋼材において、主要部材の錆の大きさを取得するとともに、錆の粒径が把握できる近景(スケールを入れる。)を撮影する。

⑤ ひびわれ

【一般的性状・損傷の特徴】

コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・ひびわれ以外に、コンクリートの剥落や鉄筋の露出などその他の損傷が生じている場合には、別途それらの損傷としても評価する。
- ・床版に生じるひびわれは「⑩床版ひびわれ」として扱い、「⑤ひびわれ」としては扱わない。
- ・ボックスカルバートの頂版に生じるひびわれは「⑤ひびわれ」として扱い、「⑩床版ひびわれ」としては扱わない。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・ひびわれについては、ひびわれ幅、ひびわれパターン（位置、方向）が損傷等級を表す重要な指標となるため、損傷評価票、損傷写真、損傷図に確実に記録する必要がある。
- ・ひびわれ幅をチョークで構造物に記入した上で、写真を撮影する。構造物に与える影響の大きいひびわれパターンを次頁以降に示す。該当するひびわれについては、ひびわれ番号も入力し、それ以外のひびわれは、構造物に与える影響が小さいものとして評価する。
- ・ひびわれからの遊離石灰や錆汁の有無についても対策の優先性の判断に重要な情報であるため、「⑦漏水・遊離石灰」として評価する。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	最大ひび割れ幅	最小ひびわれ間隔
A	損傷なし。	損傷なし
	小	小
B	小	大
	中	小
C	中	大
	大	小、大

1) 最大ひびわれ幅に着目した程度

程度	一般的状況
大	ひびわれ幅が大きい (RC 0.3mm 以上、PC 0.2mm 以上)
中	ひびわれ幅が中位 (RC 0.2mm 以上 0.3mm 未満、 PC 0.1mm 以上 0.2mm 未満)
小	ひびわれ幅が小さい (RC 0.2mm 未満、PC 0.1mm 未満)

2) 最小ひびわれ間隔に着目した程度

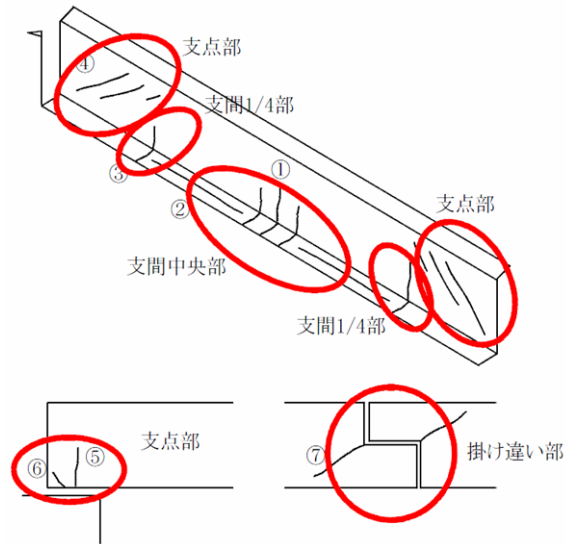
程度	一般的状況
大	ひびわれ間隔が小さい (最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 未満)
小	ひびわれ間隔が大きい (最小ひびわれ間隔が概ね 0.5m 以上)

構造物に与える影響が大きいひびわれ（上部工）

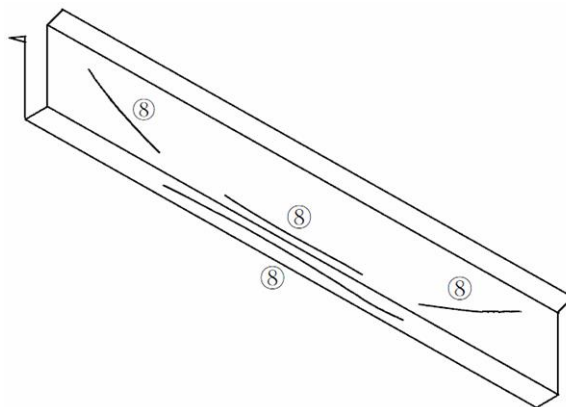
番号	位置	ひびわれパターン
①	支間中央部	主桁直角方向の桁下面及び側面の鉛直ひびわれ
②		主桁下面縦方向ひびわれ
③	支間 1/4 部	主桁直角方向の桁下面および側面の鉛直ひびわれ
④	支点部	支点付近の腹部に斜めに発生しているひびわれ
⑤		支承上桁下面・側面に鉛直に発生しているひびわれ
⑥		支承上から斜めに側面に発生しているひびわれ
⑦	掛け違い部	掛け違い部のひびわれ
⑧	P C 桁全体	シーす、P C 鋼材に沿って生じるひびわれ

注) ひびわれパターンが上記の項目に明らかに該当しない場合は選択しなくて良い。

〈P C 桁・R C 桁共通〉



〈P C 桁〉

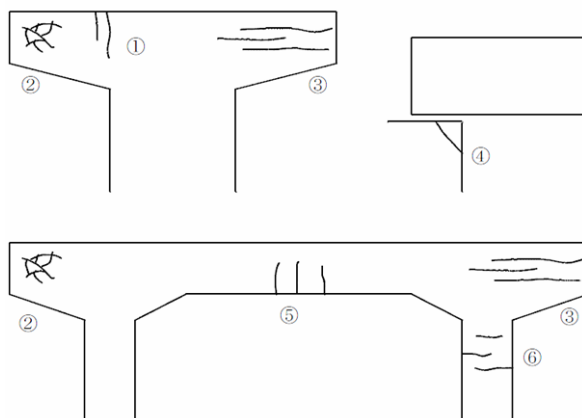


構造物に与える影響が大きいひびわれ（下部工）

番号	位置	ひびわれパターン
①	T型橋脚	張り出し部の付け根側のひびわれ
②	共通	広範囲に及ぶ多数のひびわれ
③		軸方向に複数の大きなひびわれ
④	支承下部	支承下面付近のひびわれ
⑤	ラーメン橋脚	はり中央部下側のひびわれ
⑥		柱全周にわたるひびわれ

注) ひびわれパターンが上記の項目に明らかに該当しない場合は選択しなくて良い。

〈下部工〉



⑥ 剥離・鉄筋露出・うき

【一般的性状・損傷の特徴】

コンクリート部材の表面が剥離している状態を剥離、剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という。また、豆板、空洞、すりへり、浸食についても本項目で評価する。

うきは、コンクリート部材の表面付近がういた状態をいう。コンクリート表面に生じるふくらみなどの損傷から目視で判断できない場合にも、打音検査において濁音が生じることで検出できる場合がある。

【他の損傷との関係】

- ・「剥離・鉄筋露出」とともに、変形・欠損（衝突痕）が生じているものは、別途、それらの損傷としても扱う。
- ・「剥離・鉄筋露出」には露出した鉄筋の腐食、破断などを含むものとし、「腐食」、「破断」などの損傷としては評価しない。
- ・床版に生じた剥離・鉄筋露出は、「⑩床版ひびわれ」以外に本項目でも扱う。
- ・ういた部分のコンクリートが剥離している、又は打音検査により剥離した場合には、「剥離・鉄筋露出」として扱う。
- ・うきについて、コンクリート床版の場合も同様に、本損傷がある場合は本損傷で扱う。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・劣化要因を推定する上で、水がかり箇所損傷であるか（凍害の可能性）、施工時の鉄筋かぶり不足によるものか等は重要な情報となる。
- ・発生部位、範囲、（深さ）が損傷等級を表す重要な指標となるため、損傷写真、損傷図に確実に記録する必要がある。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	剥離のみが生じている。鉄筋が露出しているが、鉄筋の腐食程度は軽微である。
C	鉄筋が露出しており、鉄筋が腐食しているか、破断している。また、うきがある。

⑦ 漏水・遊離石灰

【一般的性状・損傷の特徴】

コンクリートの打継目やひびわれ部等から、水や石灰分の滲出や漏出が生じている状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・排水不良などでコンクリート部材の表面を伝う水によって発生している析出物は、遊離石灰とは区別して「⑭その他」として評価する。また、外部から供給されそのままコンクリート部材の表面を流れている水については「⑰漏水・滞水」として扱う。
- ・ひびわれ、浮き、剥離など他に該当するコンクリートの損傷については、それぞれの項目でも扱う。
- ・床版に生じた漏水・遊離石灰は、「⑩床版ひびわれ」以外に本項目でも扱う。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・床版下面の漏水・遊離石灰については、橋面防水の状況を把握する有効な情報となる。

【損傷程度の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	ひびわれから漏水が生じている。錆汁や遊離石灰はほとんど見られない。
C	ひびわれから遊離石灰が生じている。 あるいはひびわれから著しい漏水や遊離石灰（例えば、つらら状）が生じている、又は漏水に著しい泥や錆汁の混入が認められる。

⑧ 抜け落ち

【一般的性状・損傷の特徴】

コンクリート床版（間詰コンクリートを含む）からコンクリート塊が抜け落ちることをいう。床版の場合には亀甲状のひびわれを伴うことが多いが、間詰めコンクリートや張り出し部のコンクリートでは周囲に顕著なひびわれを伴うことなく鋼材間でコンクリート塊が抜け落ちることもある。

【他の損傷との関係】

- ・床版の場合には、著しいひびわれを生じていてもコンクリート塊が抜け落ちる直前までは、「⑩床版ひびわれ」として扱う。
- ・剥離が著しく進行し、部材を貫通した場合に、「⑧抜け落ち」として扱う。

【損傷程度の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
A	損傷なし
B	—
C	コンクリート塊の抜け落ちがある

⑨ コンクリート補強材の損傷

コンクリート補強材の分類は次による。

- ①鋼板、②繊維、③コンクリート系、④塗装

【一般的性状・損傷の特徴】

鋼板，炭素繊維シート，ガラスクロスなどのコンクリート部材表面に設置された補修・補強材料や塗装などの被覆材料に，うき，変形，剥離などの損傷が生じた状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・分類③においてひびわれや剥離・鉄筋露出などの損傷が生じている場合には，それらの損傷としても扱う。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・補強材のみの変状なのか，母材の劣化に起因するものなのかによって，対策の優先度は異なる。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	① 補修部の鋼板のうきは発生していないが，シール部の一部剥離又は錆又は漏水のいずれかの損傷が見られる。
	② 補強材に一部のふくれ等の軽微な損傷がある。 又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている
	③ 補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が生じている。又は、補強材に軽微な損傷がある。
	④ 塗膜の剥離が見られる。
C	① 補修部の鋼板のうきが大きく発生している。シール部分がほとんど剥離し，一部にコンクリートアンカーのうきがみられ，錆及び漏水が著しい。コンクリートアンカーに腐食が見られる。一部のコンクリートアンカーに、うきが見られる。
	② 補強材に著しい損傷がある、又は断裂している。又は、補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている
	③ 補強されたコンクリート部材から漏水や遊離石灰が大量に生じている。又は、補強材に著しい損傷がある。
	④ 塗膜がはがれ、補強されたコンクリート部材に錆汁が認められる又は漏水や遊離石灰が大量に生じている。

⑩ 床版ひびわれ

【一般的性状・損傷の特徴】

鋼橋のコンクリート床版を対象としたひびわれであり、床版下面に一方向または二方向のひびわれを生じている状態。

また、コンクリート橋のT桁橋のウェブ間（間詰め部を含む）、箱桁橋の箱桁内上面、中空床版橋及び箱桁橋の張り出し部のひびわれも対象である。

【他の損傷との関係】

- ・床版ひびわれの性状にかかわらず、コンクリートの剥離、鉄筋露出を生じている場合には、それらの損傷としても扱う。
- ・床版ひびわれからの漏水、遊離石灰、錆汁などの状態は、本項目で扱うとともに、「⑦漏水・遊離石灰」の項目でも扱う。
- ・著しいひびわれが生じ、コンクリート塊が抜け落ちた場合には、当該要素では「⑧抜け落ち」としても扱う。

【対策区分の判定時における着目点】

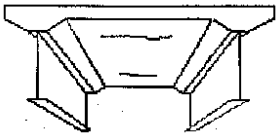
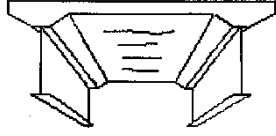
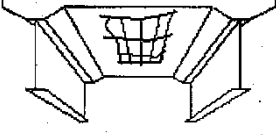
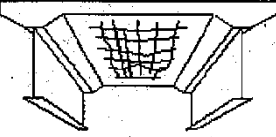
- ・「⑤ひびわれ」と同様に、ひびわれ幅、位置、方向が損傷程度を表す重要な指標となる。損傷写真、損傷図に確実に記録する必要がある。ひびわれには幅をチョークで直接構造物に記入した上で、写真を撮影する。
- ・床版ひびわれは、水を伴うと疲労による劣化の進行が早まるため、漏水・遊離石灰を伴うかどうかによって、対策の優先度が異なる。

【損傷の評価】

(1) 損傷等級の評価区分

標準点検における損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

※ 間隔：最小ひびわれ間隔、格子：格子の大きさ、幅：最大ひびわれ幅

区分	1方向ひびわれ	2方向ひびわれ	一般的状況
A	損傷なし		
	(間隔) 概ね 1m 以上 (幅) 0.05mm 以下 (ヘアークラック程度)		
B	(間隔) 問わない (幅) 0.1mm 以下が主 (一部には 0.1mm 以上存在)	(格子) 0.5m 以上 (幅) 0.1mm 以下が主 (一部には 0.1mm 以上存在)	
C	(間隔) 問わない (幅) 0.2mm 以下が主 (一部には 0.2mm 以上存在) ※漏水・遊離石灰有の場合も含む	(格子) 0.5m~0.2m (幅) 0.2mm 以下が主 (一部には 0.2mm 以上存在) ※漏水・遊離石灰有の場合は、 格子の大きさは問わない。	
	(間隔) 問わない (幅) 0.2mm 以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる ※漏水・遊離石灰有の場合も含む	(格子) 0.2m 以下 (幅) 0.2mm 以上が目立ち、 部分的な角落ちも見られる ※漏水・遊離石灰有の場合は、格子 の大きさは問わない。	

(2) ひびわれパターンの区分

ひびわれパターンを次表によって区分し、対応するパターン番号を損傷図に記録する。

パターン	ひびわれ方向
1	1方向
2	2方向

(記載例：⑩床版ひびわれ B (0.1mm/0.8m) パターン[1]等)

⑪ 遊間の異常

【一般的性状・損傷の特徴】

桁同士の間隔に異常が生じている状態をいう。桁と桁，桁と橋台の遊間が異常に広いか，遊間がなく接触しているなどで確認できるが，その他にも支承の異常な変形，伸縮装置やパラペットの損傷などで確認できる場合がある。

【他の損傷との関係】

- ・伸縮装置や支承部で損傷などの変状を伴う場合には，それらの損傷としても扱う。
- ・伸縮装置部の段差（鉛直方向の異常）については，路面の凹凸として扱う。
- ・耐震連結装置や支承の移動状態に偏りや異常が見られる場合や，高欄や地覆の伸縮部での遊間異常についても，「⑪遊間の異常」として扱う。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
A	損傷なし
B	左右の遊間が極端に異なる，または，遊間が直角方向にずれているなどの異常がある
C	遊間が異常に広く伸縮継手の櫛の歯が完全に離れている。または，桁とパラペットあるいは桁同士が接触している。（接触した痕跡がある）

⑫ 路面の凹凸

【一般的性状・損傷の特徴】

衝撃力を増加させる要因となる路面に生じる橋軸方向の凹凸や段差をいう。

【他の損傷との関係】

- ・発生原因や発生箇所に関わらず，橋軸方向の凹凸や段差は全て対象とする。
- ・舗装のコルゲーション，ポットホールや陥没，伸縮継手部や橋台パラペット背面の段差なども対象とする。
- ・橋軸直角方向の凹凸（わだち掘れ）は，「⑬舗装の異常」として扱う。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
A	損傷なし
B	橋軸方向の凹凸が生じているが段差量は小さい（20 mm未満）
C	橋軸方向の凹凸が生じており，段差量が大きい（20 mm以上）

⑬ 舗装の異常

【一般的性状・損傷の特徴】

舗装の異常は、コンクリート床版の上面損傷（床版上面のコンクリートの土砂化、泥状化）や鋼床版の損傷（デッキプレートの亀裂、ボルト接合部）が主な原因となり、舗装のうきやポットホール等として現出する状態をいう。なお、これら原因による損傷に限定するものではない。

また、床版の損傷との関連性があるため、ポットホールの補修痕についても、「⑬舗装の異常」として扱う。

【他の損傷との関係】

- ・点検する事象は、舗装のひびわれやうき、ポットホールである。なお、これは、舗装本体の維持修繕を判断するために利用する評価だけではなく、床版の健全性を判断するために利用される評価でもある。
- ・床版上面損傷の影響が床版下面にも及んでいる場合には、他に該当する損傷（床版ひびわれ、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰など）についてそれぞれの項目でも評価する。

【対策区分の判定時における着目点】

- ・橋面舗装のみの損傷なのか、床版の損傷（土砂化等）に関連したものかで、橋梁としての対策優先度は異なる。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	舗装のひびわれ幅が 5mm 程度未満の軽微な損傷がある。
C	舗装のひびわれ幅が 5mm 以上であり、舗装直下の床版上面のコンクリートが土砂化している、又は鋼床版の疲労亀裂により過度のたわみが発生している可能性がある。

⑭ 支承の機能障害

【一般的性状・損傷の特徴】

当該支承の有すべき荷重支持や変位追従などの一部または全てが損なわれている状態をいう。支承自体に何らかの損傷が生じている場合は、この項目で評価する。なお、支承ローラーの脱落も対象とする。

また、落橋防止システム（桁かかり長を除く。）の有すべき桁移動制限や衝撃吸収機能などの一部又は全ての機能が損なわれている状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・ 支承としての機能に障害が生じていない程度の腐食は「①腐食」で扱い、腐食の程度が著しく支承としての機能に障害が生じている場合は「⑭支承の機能障害（損傷パターン2）」で評価する。
- ・ 支承アンカーボルトの損傷（腐食、破断、ゆるみなど）や沓座コンクリートの損傷（ひびわれ、剥離、欠損など）など支承部を構成する各部材の損傷については、別途それぞれの項目でも扱う。
- ・ 支承部の土砂堆積は、原則、「⑳土砂詰まり」として扱うものの、本損傷に該当する場合は、本損傷でも扱う。なお、支承部の損傷状況を把握するため、堆積している土砂は点検時に取り除くことが望ましい。

【損傷程度の評価】

（1）損傷等級の評価区分

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	—
C	支承の機能が損なわれているか、著しく阻害されている可能性のある変状が生じている。

（2）損傷パターンの区分

損傷パターンを次表によって区分し、対応する損傷パターンを『帳票4 損傷評価票C [径間別]の備考・特記事項』に記載する。同一支承に複数の損傷パターンがある場合は、全てのパターン番号を記載する。なお、該当支承の部材名を合わせ記載すると良い。

（記載例：A1G3支承：損傷パターン「1，2」）

パターン	損傷
1	沓座モルタル又は台座コンクリートの欠損
2	著しい腐食
3	支承ローラーの脱落
4	ゴム支承の破損・断裂・異常な変形
5	アンカーボルト又はセットボルトの緩み又は破断
6	傾斜，ずれ，離れ
7	大量の土砂堆積
8	ダンパー機能の喪失
9	その他

⑮ 定着部の異常

【一般的性状・損傷の特徴】

PC鋼材の定着部のコンクリートに生じたひびわれから遊離石灰・錆汁が認められる状態、又はPC鋼材の定着部のコンクリートが剥離している状態をいう。

ケーブルの定着部においては、腐食やひびわれなどの損傷が生じている状態をいう。

また、定着構造の材質に関わらず、定着構造に関わる部品（止水カバー、定着ブロック、定着金具、緩衝材など）の損傷の全てを対象として扱う。

なお、ケーブル本体は一般の鋼部材として、耐震連結ケーブルは落橋防止装置として扱う。

ケーブル定着部などカバー等で覆われている場合に、内部に水が浸入して内部のケーブルが腐食することがあり、注意が必要である。

【他の損傷との関係】

- ・PC鋼材の定着部や外ケーブルの定着部に腐食、剥離・鉄筋露出、ひびわれなどが生じている場合には、別途、それらの損傷としても扱う。

【損傷程度の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	PC鋼材の定着部のコンクリートに損傷が認められる。 又は、ケーブルの定着部に局所的な損傷が認められる。
C	PC鋼材の定着部のコンクリートに著しい損傷がある。 又は、ケーブルの定着部に著しい損傷がある。

⑯ 変色・劣化

【一般的性状・損傷の特徴】

コンクリート・鋼部材以外の材料におけるゴムの硬化，プラスチックの劣化など部材本来の材質が変化する状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・鋼部材における塗装やめっきの変色やコンクリートの変色等は対象としない。
- ・コンクリート部材の表面を伝う水によって発生する汚れやコンクリート析出物の固化，排気ガスや“すす”などによる汚れなど，材料そのものの変色でないものは，対象としない。
- ・火災に起因する“すす”の付着による変色は対象としない。

【損傷程度の評価】

損傷等級の評価は，次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
A	損傷なし
B	—
C	コンクリートが乳白色、黄色っぽく変色している。 ゴムが硬化している、又はひびわれが生じている。 プラスチックが脆弱化している、又はひびわれが生じている。

⑰ 変形・欠損

【一般的性状・損傷の特徴】

車の衝突や施工時の当てきず、地震の影響など、その原因に関わらず部材が局所的な変形を生じている状態、あるいはその一部を欠損している場合をいう。

【他の損傷との関係】

- ・変形・欠損以外に、コンクリート部材で剥離・鉄筋露出・うきを生じているものは、別途、「⑥剥離・鉄筋露出・うき」としても扱う。
- ・鋼部材における亀裂や破断などが同時に生じている場合には、それぞれの項目でも評価する。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一般的状況
A	損傷なし
B	部材が局所的に変形している その一部が欠損している
C	部材が局所的に著しく変形している その一部が著しく欠損している

⑱ 洗掘

【一般的性状・損傷の特徴】

基礎本体や周辺の土が流水により削られ、消失している状態をいう。

【損傷の評価】

損傷等級の評価は、次の区分によるものとする。

区分	一 般 的 状 況
A	損傷なし
B	基礎が流水のため洗掘されている
C	基礎が流水のため著しく洗掘されている

《損傷の有無のみを評価する損傷》

⑱ 漏水・滞水

【一般的性状・損傷の特徴】

伸縮装置，排水施設等から雨水などが本来の排水機構によらず漏出している状態や排水が桁，橋座面等に直接かかっている場合，桁内部，梁天端，支承部などに雨水が浸入し滞留している状態をいう。

激しい降雨などのときに排水能力を超えて各部で滞水を生じる場合があるが，一時的な現象で，構造物に支障を生じないことが明らかな場合には損傷として扱わない。

【他の損傷との関係】

- ・ コンクリート部材内部や部材継目部等を通してひびわれ等から流出するものについては「⑦漏水・遊離石灰」として扱う。
- ・ 排水管の損傷に伴うものは，排水管に該当する損傷についてそれぞれの項目で扱う。

⑳ 異常な音・振動

【一般的性状・損傷の特徴】

通常では発生することのないような異常な音・振動が生じている状態をいう。

落橋防止システム，伸縮装置，支承，遮音壁，桁，点検施設等から異常な音が聞こえる，あるいは異常な振動や揺れを確認することができる場合に，損傷有りと扱う。

【他の損傷との関係】

- ・ 異常な音・振動は，橋梁の構造的欠陥または損傷が原因となり発生するものであり，それぞれが複合して生じる場合があるため，他の損傷と重複する場合であっても更に異常な音・振動としても扱う。

⑳ 異常なたわみ

【一般的性状・損傷の特徴】

主桁、床版等に通常では発生することのないような異常なたわみが生じている状態をいう。

【他の損傷との関係】

- ・ 異常なたわみは、橋梁の構造的欠陥または損傷が原因となり発生するものであり、それぞれが複合して生じる場合があるため、他の損傷と重複する場合であっても更に異常なたわみとしても扱う。
- ・ 点検で判断可能な「㉑異常なたわみ」として対象としているのは、死荷重による垂れ下がりであり、活荷重による一時的なたわみは異常として評価できないため、対象としない。

㉑ 土砂詰り

【一般的性状・損傷の特徴】

排水柵や排水管に土砂が詰まっている場合や、支承周辺に土砂が堆積している状態をいう。

㉒ 沈下・移動・傾斜

【一般的性状・損傷の特徴】

基礎と支承に生じる沈下・移動・傾斜を対象としている。

【他の損傷との関係】

遊間の異常や伸縮装置の段差などの損傷を伴う場合には、別途、それぞれの項目でも扱う。

㉓ その他

【一般的性状・損傷の特徴】

「損傷の種類」①～㉒のいずれにも該当しない損傷をいう。例えば、鳥のふん害、落書き、橋梁の不法使用、目地材などのずれ・脱落、火災に起因する各種の損傷などがあれば、特記事項に記載する。

付録－２ 定期点検結果記入要領

帳票 1－事業実施状況の確認及び現地踏査報告書	60
帳票 2－橋梁写真台帳	62
帳票 3－橋梁一般図	69
帳票 4－損傷評価表	71
帳票 5－損傷写真台帳	76
帳票 6－損傷図	78
診断書	81
別紙 2－道路橋記録様式	88

帳票 1 事業実施状況の確認及び現地踏査報告書

(1) 橋梁諸元の入力

橋梁コード及び所在地，GPS 緯度・経度，橋梁の支間割，鋼材，橋梁種別，緊急輸送道路の指定を入力する。※前回点検結果の情報がある場合には，前回値を使用すること。

(2) 前回の点検診断結果（概要）等の確認・記録

国土交通省提出様式の「道路橋記録様式」の記録内容と合わせる。“部材単位の対策区分及び損傷内容”は対策区分Ⅱ以上と評価された損傷種類及び損傷等級を記載する。

伸縮装置からの漏水有無，橋面防水層の設置有無を記載する（点検結果からは判断できない場合は，不明と記載する。）

(3) 管理区分及び点検方法等

管理区分，点検方法，近接不可範囲及び理由を記載する。

【記載例】

点検方法 : 橋梁点検車(BT200)，高所作業車(12m)，地上・梯子 etc

近接不可範囲 : 高橋脚の柱下方部(梁部から 5m 以深) etc

近接不可理由 : 橋梁点検車の作業能力規格外 etc

※近接目視が可能な場合の記載例「橋梁点検車を用いて全部材に対して近接目視が可能である。」

(4) 補修等対策の実施状況

補修等対策状況として，実施の有無，実施年度，補修内容を部材毎に記録する。補修の内容は，橋梁補修履歴帳票をもとに確認記録する。補修工事が複数回実施されている部材については，直近（前回点検からの対策履歴を優先）の補修内容を記載する。なお，補修年次は西暦表示とする。

(5) 特記事項

その他，現地踏査結果等を踏まえて，点検を実施するうえで留意すべき事項や今後の診断や長寿命化修繕計画策定に関する特記事項があれば記入する。

帳票 1 事業実施状況の確認及び現地踏査報告書（記載例）

(1) 事業実施状況の確認及び現地踏査報告書				
橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部	
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線	
橋梁名称	*****橋	所在地	****	
GPS緯度	38.89737500	GPS経度	139.99089444 地図へのリンク	
橋長/支間割	42.40	16.55+24.70	幅員	7
橋種	鈹桁 (鋼)	鋼材の種類	普通鋼材	
竣工年	昭和 S48	径間数	2	
適用示方書	昭和39年 8月	設計荷重	14t	
橋梁種別	河川橋	緊急輸送道路	—	
点検回数	3	巡目		
(2) 前回の点検結果等の確認				
点検年次	H25	道路橋毎の対策区分	II	
点検診断 結果概要	部材名	部材単位の対策区分及び損傷内容		
	主桁	対策区分 I		
	横桁	対策区分 I		
	床版	対策区分 II、床版ひびわれ		
	下部構造 支承部 その他	対策区分 II、剥離・鉄筋露出・うき 対策区分 I 対策区分 I		
伸縮装置からの漏水有無	無し	防水工の設置有無	有り	
(3) 管理区分及び点検方法等				
管理区分	予防保全型	点検方法	橋梁点検車(BT-200)	
近接不可箇所及び理由	橋梁点検車を用いて全部材に対して近接目視が可能である。			
(4) 補修等対策の実施状況				
対策実施の有無	有り			
部位	補修の有無	補修年次	補修内容	
主桁	有り	2011	再塗装Rc- I	
床版	無し			
主桁・横桁・床版以外	有り	2011	再塗装Rc- I	
下部工	無し			
支承	有り	2011	支承金属溶射	
防護柵・高欄	無し			
地覆	有り	2011	地覆補修(一部)	
伸縮装置	有り	2011	伸縮装置交換	
舗装	有り	2011	橋面防水(シート系)全面設置	
その他	無し			
(5) 特記事項・現地踏査概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・補修対策後、7年程度が経過しているため補修効果及び再劣化の有無を確認する。 ・橋面防水工の床版水抜き孔に、フレキシブルチューブの脱落が認められ、周辺部材に脱落部位からの排水が飛散している。周辺部材の鋼部材腐食等の損傷に与える影響を把握する。 ・床版ひびわれや下部工の剥離・鉄筋露出・うきの損傷の進行状況を確認する。 				

帳票2 橋梁写真台帳

対象橋梁の全景、路面、路下を径間毎に、下部工を橋台及び橋脚毎に現地状況写真を整理する。橋梁写真台帳に貼付する順番は以下とする。

- (1) 全景写真(路面)， (2) 全景写真(側面)， (3) 路面・路下(径間別)，
- (4) 橋台・橋脚(全て)， (5) 伸縮装置上面及び下面(全て)， (6) 支承線(全て)，
- (7) 橋歴板・竣工歴板・橋名板等， (8) 補修歴板・塗装歴板， (9) 点検状況

【補足】

(1) 全景写真(路面)

- ・撮影方向は、起点側から終点方向を基本とする。舗装、伸縮装置、高欄等の橋面全体を入れて撮影すると良い。

(2) 全景写真(側面)

- ・撮影方向は起点側を左にすることを基本とし、上下部全体を入れて撮影すると良い。なお、現地状況に応じて撮影方向等は適宜選択する。

(3) 路面・路下(径間別)

- ・撮影方向は、起点側から終点方向を基本とし、多径間の場合は各径間の起点方向から終点方向の状況を整理する。なお、路面については前径間の伸縮装置を入れて撮影すると良い。路下については、主桁及び床版形式が把握できるよう上部工全体を入れて撮影すると良い。

(4) 橋台・橋脚(全て)

- ・撮影方向は、起点側から終点方向を基本とし、下部工全体を入れて撮影すると良い。

(5) 伸縮装置上面及び下面(全て)

- ・伸縮装置の非排水構造(二次止水装置[排水樋]の設置有無等)、導水処理(排水パイプの導水処理の有無等)、止水機能の低下による漏水等の情報取得として、伸縮装置下面(全箇所)の状況写真を整理する。止水材等の非排水構造が把握できるよう側面から撮影すると良い。なお、現地状況や足元条件を踏まえ、作業上、撮影が困難な場合は無理に撮影しなくても良い。

(6) 支承線(全て)

- ・支承形式(タイプ、形式、材質、形状等)、支承周辺部(支承の配置、沓座・台座モルタルの設置状況など)の情報取得として、支承線の状況写真(全支承線)を整理する。支承毎の近景ではなく、支承線の全体が把握できるよう全景(遠景)とすると良い。なお、現地状況や足元条件を踏まえ、作業上、撮影が困難な場合は無理に撮影しなくても良い。

(7) 橋歴板・竣工歴板・橋名板等

- ・橋歴板，竣工歴板，橋名板，交差物名板等がある場合は，それらの設置状況写真を整理する。
なお，拡幅された橋梁，構造体が分かれている場合は，橋歴板は複数設置されている場合があるため注意すると良い。

(8) 補修歴板・塗装歴板

- ・補修歴板，塗装歴板がある場合は，それらの設置状況写真を整理する。補修歴板については，補修工事が複数回実施されている橋梁もあるため注意すると良い。また，塗装歴板については，径間及び部位（桁端部塗装等）で塗装仕様が異なる場合があるため注意すると良い。

(9) 点検状況

- ・近接手段の情報記録として，点検状況写真を整理する。点検方法ではなく，桁下状況との関連が分かるように撮影すると良い。（※桁下条件について，河川，跨道部，鉄道，港湾等が分かるように撮影する。）

帳票2 橋梁写真台帳（記載例）

橋 梁 写 真 台 帳

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	****橋	所在地	****

1: 全景写真(路面)	2: 全景写真(側面)
(1) 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 起終点左 起点 起終点右 終点 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (2) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 全景写真は使用している写真の起点・終点を明示する。 </div> </div> 
3: 第1径間(路面)	4: 第1径間(路下)
(3) 	(3) 
5: 第2径間(路面)	6: 第2径間(路下)
(3) 	(3) 

橋 梁 写 真 台 帳

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	*****橋	所在地	****

7: A1橋台	8: P1橋脚
---------	---------



9: A2橋台	10: 伸縮装置上面(A1)
---------	----------------



11: 伸縮装置下面(A1)	12: 伸縮装置上面(P1)
----------------	----------------



橋 梁 写 真 台 帳

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	****橋	所在地	****

13: 伸縮装置下面(P1)	14: 伸縮装置上面(A2)
	
15: 伸縮装置下面(A2)	16: 支承線(A1)
	
17: 支承線(P1)	18: 支承線(A2)
	

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	****橋	所在地	****

19: 橋歴板1



20: 橋歴板2



21: 竣工歴板



22: 橋名板



23: きょうめいばん



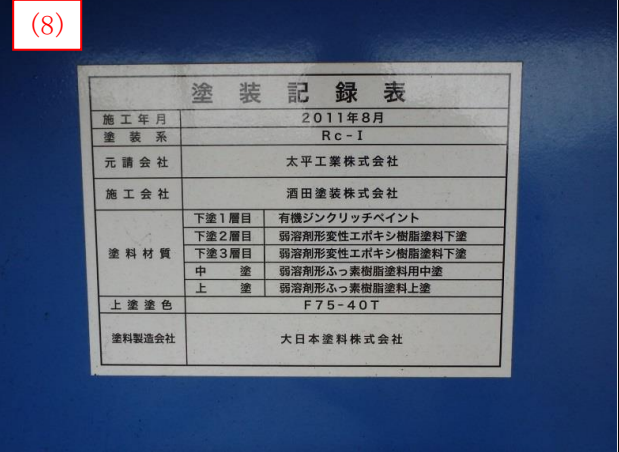
24: 交差物件名板



橋 梁 写 真 台 帳

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	*****橋	所在地	****

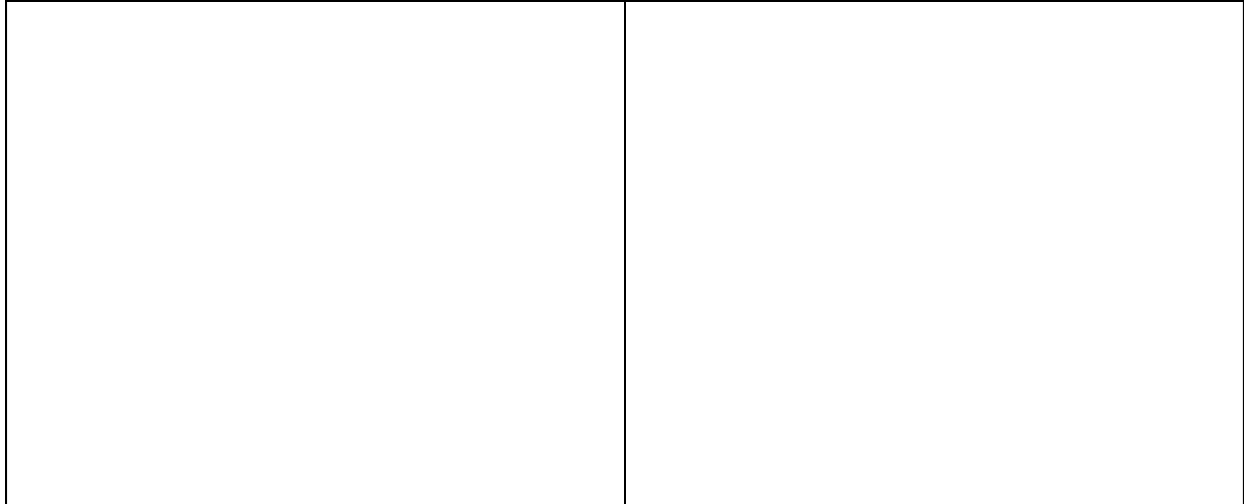
25: 補修歴板	26: 塗装歴板
----------	----------



27: 点検状況(橋梁点検車BT-200)	
-----------------------	--



--	--



帳票3 橋梁一般図

(1) 輪荷重載荷位置の情報を明記

床版ひびわれ（疲労），舗装の変状・土砂化等の損傷と輪荷重の載荷位置の関連性を把握するため，現地で得られた交通実態を踏まえて輪荷重載荷位置を橋梁断面図に記録する。なお，オートシェイプで矢印を入れる程度が良い。

(2) 近接目視による点検が実施できない場所を明記

架橋条件，周辺地形等から橋梁点検車・高所作業車等の設置不可，又は，規格外（作業範囲外）である箇所等により，近接目視による点検を実施できていない箇所を橋梁一般図（側面図・平面図）に記録する。なお，オートシェイプで簡易に表現する程度が良い。

【近接不可の例】

- ・高橋脚の柱下方部
⇒点検車歩廊の降下能力等の規格外
- ・幅員構成が広い橋梁の断面中央部
⇒点検車歩廊の伸縮能力等の規格外
点検車の配置が困難
- ・歩道橋、側道橋の橋梁中央部
⇒点検車が配置できない等の荷重規格外

(3) 第三者被害予防措置の必要範囲を明記

第三者被害予防措置範囲を橋梁一般図（側面図・平面図）に記録する（交差物件名の記録を含む）。なお，オートシェイプで簡易に表現する程度が良い。

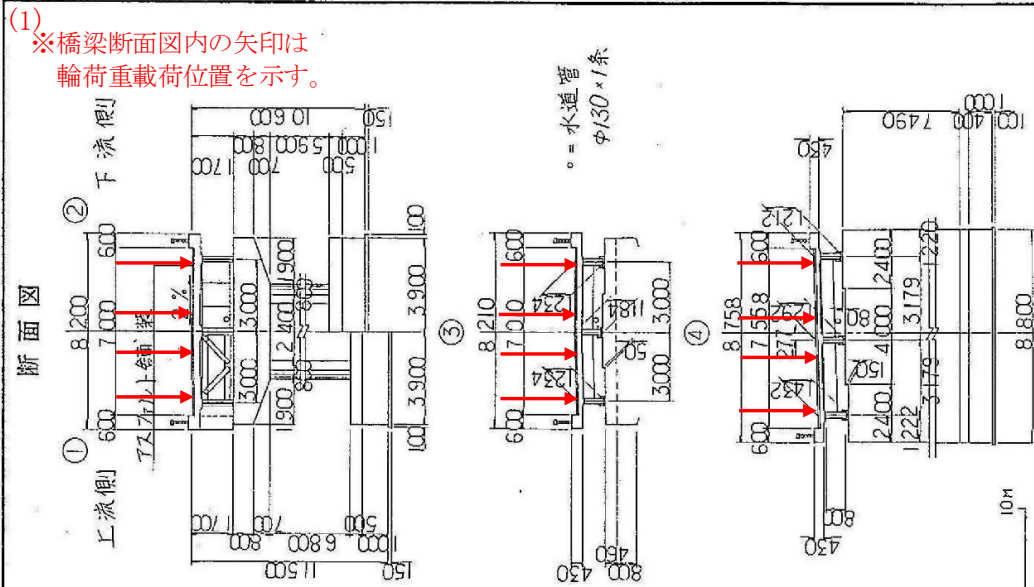
措置範囲は交差物件（道路，鉄道，港湾，河川内の管理道路や河川公園・駐車場等）に第三者が立ち入る可能性があるものとし，交差物件から俯角 75° の範囲に入る上部工及び下部工を対象とすることを基本とする。なお，措置範囲の詳細については「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）」，国土交通省 道路局 国道・防災課を参考による。

(4) 支承の拘束条件を明記

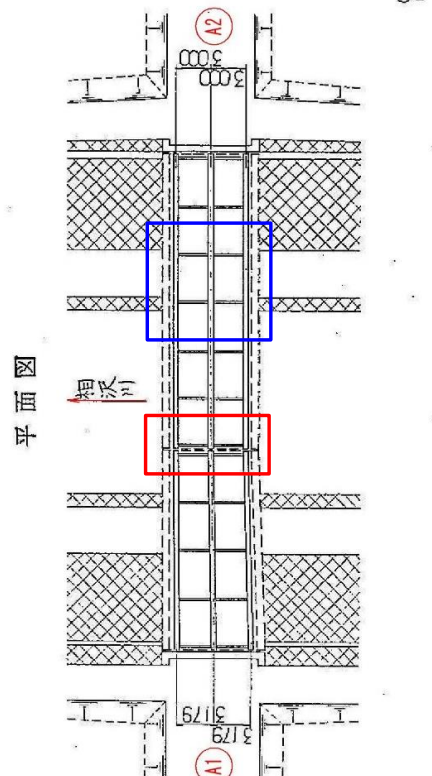
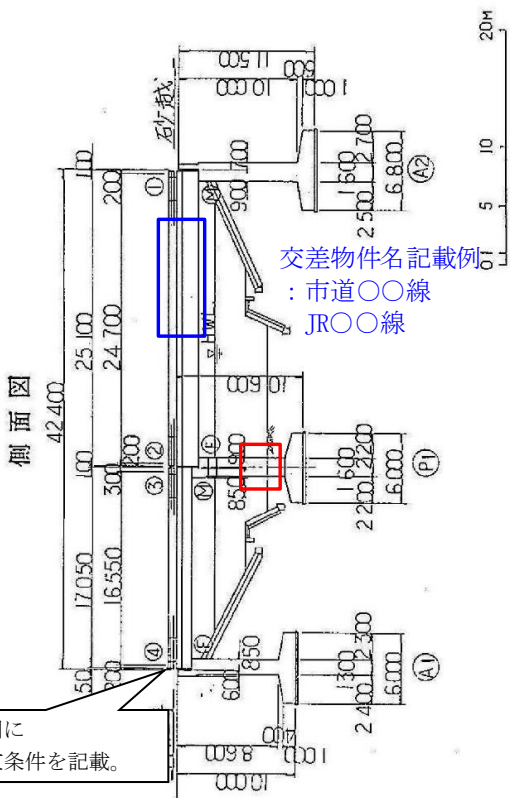
支承の拘束条件「F・M・E」を橋梁側面図に記録する。なお，現地にて支承の拘束条件が判断できない場合は「不明」と記載する。（※既存の橋梁側面図に支承の拘束条件が記載されていない場合に限る。）

橋梁一般図

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	****橋	所在地	****
一般図番号	1		



- (2) 近接未実施範囲
- (3) 第三者被害予防措置範囲



(4) 橋梁一般図に
支承の拘束条件を記載。

帳票 4 損傷評価票 A (全体) 記載例

(1) 周辺状況の情報等

桁端部の伸縮装置を介した漏水、防水不良、排水等の機能不全などの「水関連」の情報、橋梁全体の構造機能に支障が生じている、あるいは、構造機能に支障が生じる可能性がある損傷・変状を確認・記録する。また、基本情報として「橋面防水工の設置有無」、「伸縮装置の形式」、「防護柵の材質」を確認するが、補修図面等により情報が記録されていない場合は、現地にて以下を確認する。

- ・橋面防水工の設置有無については、床版水抜き孔（スラブドレイン）や導水パイプ（排水ますへの接続状況）を確認し、現地で確認されない場合は「不明」と記載する。
- ・伸縮装置の形式について、平成 21 年度以降に更新履歴が有り、現地で二次止水材（排水樋設置など）にて明らかに把握できる場合は「非排水」、明らかに把握できない場合は「不明」とする。

(2) 損傷程度の評価結果総括

部位毎の補修の有無、補修年次、補修内容、損傷程度の評価結果総括を記載する。

- ・補修の有無、補修年次、補修内容は「帳票 1」と記載内容を統一する（補修年次は西暦表示）。
- ・再劣化に関しては「損傷種類+損傷等級+（再劣化）」と記載する（赤色で表示）。
- ・再劣化以外の経年や劣化要因に起因する損傷と重複して記録する。
- ・損傷等級 B 以上の損傷種類の総括（評価の最悪値）を記録する。

(3) 特記事項

その他特筆すべき損傷、緊急対応が必要な損傷、早期再劣化関連の損傷、損傷の原因（橋台背面の沈下、伸縮装置の漏水等）と推定されるもの、橋梁検査員への申し送り事項等があれば、その内容と写真番号（必要に応じて）を記載する。

帳票 4 損傷評価票 A (全体) 記載例

損傷評価票 A (全体)

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	*****橋	所在地	****
点検年月日	*****	点検回数 (巡目)	3
点検者(会社)	*****	点検者(氏名)	*****

(1)

内容		チェック	特記事項		
橋面防水工の設置有無		有り			
伸縮装置の形式		非排水			
防護柵の材質		鋼製			
内容	部位	損傷内容	損傷の有無	特記事項	
水 関 連	橋面	19:滞水	無し		
	伸縮装置	19:漏水	無し		
	排水装置	桁や橋座面への排水		無し	
		22:土砂詰まり		無し	
	橋座面	19:滞水・22:土砂詰まり		有り	
		24:その他(添架物からの漏水等)	無し		
全 体	主桁・床版	21:異常なたわみ	無し		
	支点部	23:沈下・移動・傾斜	無し		
	下部工	23:沈下・移動・傾斜	無し		
	全体	20:異常な音・振動	無し		

(2)

部位	補修の有無	補修年次	補修内容	損傷程度の評価結果総括
主桁	有り	2011	再塗装Rc- I	腐食B、腐食B(再劣化)
横桁	有り			防食機能の劣化B
床版	無し			剥離・鉄筋露出・うきC、漏水・遊離石灰B、床版ひびわれC
主桁・横桁・床版以外	有り	2011	再塗装Rc- I	防食機能の劣化B
下部工	無し			ひびわれB
支承	有り	2011	支承金属溶射	支承:腐食B、腐食B(再劣化) 沓座:ひびわれC、剥離・鉄筋露出・うきC、変形・欠損C
防護柵・高欄	無し			防食機能の劣化B
地覆	有り	2011	地覆補修(一部)	剥離・鉄筋露出・うきC、変形・欠損B
伸縮装置	有り	2011	伸縮装置交換	腐食B
舗装	有り	2011	橋面防水(シート系)全面設置	舗装の異常B
その他	無し			排水装置:変形・欠損B

(3) 特記事項(その他特筆すべき損傷、緊急対応が必要な損傷、再劣化関連の損傷、橋梁検査員への申し送り事項等)

桁端部の主桁下フランジ下面、鋼支承の下沓に塗替塗装後の再劣化(腐食B)が認められるが、伸縮装置の形式は非排水型であり、現状では伸縮装置からの漏水は生じていない。再劣化の原因としては、施工不良(塗替塗装時の素地調整不足)が原因と推定される。

帳票 4 損傷評価表(径間別)

構造形式がボックスカルバート及びRC床版橋（RC版単位で上部構造が成立している構造）は、帳票 4 損傷評価票[径間別]は作業省略（作成不要）とする。

(1) 損傷評価表 B (径間別①)

上部工（床版，主桁，横桁，床版・主桁・横桁以外），支承部（支承本体，沓座，落橋防止）の損傷の評価（損傷等級 A，B，C）を径間ごとに整理する。なお，径間単位での評価部位は起点側端部，中央部，終点側端部とする。

床版ひびわれや漏水・遊離石灰等の特定の損傷種類に関しては，輪荷重載荷位置における疲労の影響や車道部及び歩道部の防水機能等，他の損傷との関連性の把握するため，発生位置の記録を行う（損傷発生位置が車道部下に該当する場合は「○」を記入）。

点検方法の記録について，「点検方法 1」は主たる点検方法，「点検方法 2，3」はその他の点検方法を記録する。

例：支間中央部は橋梁点検車を用いて点検し，桁端部は地上・梯子にて点検を実施した場合。

点検方法 1 には「橋梁点検車」，点検方法 2 には「地上・梯子」を記録する。

「14: 支承の機能障害」は，備考・特記事項欄に損傷パターンを記載する。同一支承に複数の損傷パターンがある場合は，全てのパターン番号を記載する。なお，該当支承の部材名を合わせ記載すると良い。

（記載例：A 1 G 3 支承：損傷パターン「1，2」）

(2) 損傷評価表 C (径間別②)

下部工（躯体[橋台・橋脚]，基礎），路上（高欄・防護柵，照明，標識施設），路面（地覆，舗装，伸縮装置），その他（排水装置，点検施設）の損傷の評価（損傷等級 A，B，C）を径間ごとに整理する。なお，径間単位での評価部位は起点側端部，中央部，終点側端部とする。

添架物，遮音施設，袖擁壁については，施設の有無，損傷の有無，損傷の内容を記載する。

帳票 4 損傷評価票B(径間別①) 記載例

損傷評価票B(径間別①)

・点検方法を記載。

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部	点検方法1	橋梁点検車
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線	点検方法2	地上・梯子
橋梁名称	*****橋	所在地	****	点検方法3	
径間番号	1	点検年月日	*****	(その他の場合)方法	

点検箇所	該当	損傷種類	判定(A、B、C)			発生位置		備考 特記事項	
			起点側端部	中央部	終点側端部	車道下	歩道下・張出		
上部工	床版	鋼	01: 腐食	-	-	-	-	-	
			02: 亀裂・破断	-	-	-	-	-	
			03: ゆるみ・脱落	-	-	-	-	-	
			04: 防食機能の劣化	-	-	-	-	-	
			17: 変形・欠損	-	-	-	-	-	
		コンクリート	06: 剥離・鉄筋露出・うき	B	B	A	O	-	
			07: 漏水・遊離石灰	A	B	B	O	-	
			08: 抜け落ち	A	A	A	-	-	
			09: コンクリート補強材の損傷 (補強材の材料)	-	-	-	-	-	
			10: 床版ひびわれ	B	B	A	O	-	
	主桁	鋼	01: 腐食	B	A	A	O	-	
			02: 亀裂・破断	A	A	A	-	-	
			03: ゆるみ・脱落	A	A	A	-	-	
			04: 防食機能の劣化	C	B	A	O	-	
			17: 変形・欠損	A	A	A	-	-	
		コンクリート	05: ひびわれ (ひびわれ/クラック)	-	-	-	-	-	
			06: 剥離・鉄筋露出・うき	-	-	-	-	-	
			07: 漏水・遊離石灰	-	-	-	-	-	
			09: コンクリート補強材の損傷 (補強材の材料)	-	-	-	-	-	
			15: 定着部の異常	-	-	-	-	-	
	横桁	鋼	01: 腐食	A	A	A	-	-	
			02: 亀裂・破断	A	A	A	-	-	
			03: ゆるみ・脱落	A	A	A	-	-	
			04: 防食機能の劣化	A	A	A	-	-	
17: 変形・欠損			A	A	A	-	-		
コンクリート		05: ひびわれ	-	-	-	-	-		
		06: 剥離・鉄筋露出・うき	-	-	-	-	-		
		07: 漏水・遊離石灰	-	-	-	-	-		
		09: コンクリート補強材の損傷 (補強材の材料)	-	-	-	-	-		
		15: 定着部の異常	-	-	-	-	-		
床版・主桁・横桁以外	鋼	01: 腐食	-	-	-	-	-		
		02: 亀裂・破断	-	-	-	-	-		
		03: ゆるみ・脱落	-	-	-	-	-		
		04: 防食機能の劣化	-	-	-	-	-		
		17: 変形・欠損	-	-	-	-	-		
	コンクリート	05: ひびわれ	-	-	-	-	-		
		06: 剥離・鉄筋露出・うき	-	-	-	-	-		
		07: 漏水・遊離石灰	-	-	-	-	-		
		09: コンクリート補強材の損傷 (補強材の材料)	-	-	-	-	-		
		17: 変形・欠損	-	-	-	-	-		
支承部	鋼	01: 腐食	B	-	B	-	-		
		02: 亀裂・破断	A	-	A	-	-		
		04: 防食機能の劣化	C	-	C	-	-		
		14: 支承の機能障害	A	-	A	-	-		
		17: 変形・欠損	A	-	A	-	-		
	ゴム	14: 支承の機能障害	-	-	-	-	-		
		16: 変色・劣化	-	-	-	-	-		
		17: 変形・欠損	-	-	-	-	-		
	沓座	コンクリート	05: ひびわれ	C	-	A	-	-	
			06: 剥離・鉄筋露出・うき	A	-	A	-	-	
17: 変形・欠損	C		-	A	-	-			
落橋防止	鋼	01: 腐食	-	-	-	-	-		
		02: 亀裂・破断	-	-	-	-	-		
		03: ゆるみ・脱落	-	-	-	-	-		
	コンクリート	04: 防食機能の劣化	-	-	-	-	-		
		17: 変形・欠損	-	-	-	-	-		
		05: ひびわれ	-	-	-	-	-		

帳票 4 損傷評価票C(径間別②) 記載例

損傷評価票C(径間別②)

橋梁コード	*****	公所	***総合支庁建設部
かな名称	*****はし	路線名称	一般県道 ****線
橋梁名称	****橋	所在地	****
径間番号	1 (2)	点検年月日	*****

点検箇所		該当	損傷種類	判定(A、B、C)			備考 特記事項		
				起点側端部	中央部	終点側端部			
下部工	躯体 (橋台・橋脚)	鋼	無	01:腐食	-	-	-		
				02:亀裂・破断	-	-	-		
				03:ゆるみ・脱落	-	-	-		
				04:防食機能の劣化	-	-	-		
				17:変形・欠損	-	-	-		
	コンクリート	有	05:ひびわれ (ひびわれパターン)	A	-	B	(A1)ひびわれ有り		
			06:剥離・鉄筋露出・うき	A	-	A			
			07:漏水・遊離石灰	A	-	A			
			09:コンクリート補強材の損傷 (補強材の材料)	-	-	-			
			17:変形・欠損	A	-	A			
基礎	コンクリート	有	18:洗掘	-	-	A			
路上	高欄・防護柵	鋼	有	01:腐食	-	A	-		
				02:亀裂・破断	-	A	-		
				03:ゆるみ・脱落	-	A	-		
				04:防食機能の劣化	-	B	-		
				17:変形・欠損	-	A	-		
	コンクリート	無	05:ひびわれ	-	-	-			
			06:剥離・鉄筋露出・うき	-	-	-			
			07:漏水・遊離石灰	-	-	-			
			17:変形・欠損	-	-	-			
			01:腐食	-	-	-			
照明、標識施設	鋼	無	02:亀裂・破断	-	-	-			
			03:ゆるみ・脱落	-	-	-			
			04:防食機能の劣化	-	-	-			
			17:変形・欠損	-	-	-			
			01:腐食	-	-	-			
路面	地覆	鋼	無	02:亀裂・破断	-	-	-		
				03:ゆるみ・脱落	-	-	-		
				04:防食機能の劣化	-	-	-		
				17:変形・欠損	-	-	-		
				05:ひびわれ	-	A	-		
	コンクリート	有	06:剥離・鉄筋露出・うき	-	A	-			
			07:漏水・遊離石灰	-	A	-			
			17:変形・欠損	-	B	-			
			12:路面の凹凸	A	A	A			
			13:舗装の異常	A	A	A			
	舗装	アスファルト	有	12:路面の凹凸	-	-	-		
		コンクリート	無	13:舗装の異常	-	-	-		
				01:腐食	B	-	-		
		伸縮装置	鋼	有	02:亀裂・破断	A	-	-	
					11:遊間の異常	A	-	-	
12:路面の凹凸	A				-	-			
ゴム	無		17:変形・欠損	A	-	-			
			11:遊間の異常	-	-	-			
埋設型	無	12:路面の凹凸	-	-	-				
その他	排水装置	鋼	無	16:変色・劣化	-	-	-		
				17:変形・欠損	-	-	-		
				01:腐食	-	A	-		
				02:亀裂・破断	-	A	-		
				03:ゆるみ・脱落	-	A	-		
	点検施設	鋼	無	04:防食機能の劣化	-	A	-		
				17:変形・欠損	-	B	-		
				16:変色・劣化	-	-	-		
				17:変形・欠損	-	-	-		
				01:腐食	-	-	-		
02:亀裂・破断	-	-	-						
03:ゆるみ・脱落	-	-	-						
04:防食機能の劣化	-	-	-						
17:変形・欠損	-	-	-						

(2) ■その他施設の損傷

施設	施設の有無	損傷の有無	損傷の内容
添架物	有り	無し	
遮音施設	無し	無し	
袖擁壁	有り	無し	

帳票5 損傷写真台帳

各部材及び損傷種類毎に写真番号、写真番号（前回）、径間下部番号、部材名、代表写真、損傷種類、損傷等級を整理する。主な記録要領は次のとおりとする。

（１）時系列データの情報記録

2巡目以降の点検において、前回点検で撮影した箇所と同じ箇所の写真（可能な限り同アングルの撮影とすること）については、損傷写真台帳に前回点検時の写真番号を入力する。

（２）代表写真の取扱い記録

国土交通省に提出する「点検表記録様式、損傷写真（損傷状況）」に使用する写真については、代表写真の「○」を選択し、それ以外は「-」を選択する。（※橋梁の維持管理データベース「山形県道路橋梁メンテナンス統合データベースシステム（DBMY）」にて管理する上でデータの紐付を行うため。）

（３）早期再劣化の評価

早期再劣化の損傷については、「損傷種類」のプルダウンから（再劣化）と表記されている損傷を選択する。本要領では損傷等級の判定基準24項目とするが、早期再劣化を分別して評価を行う損傷等級の判定基準は次の9項目とする。補修対策後10年程度以内に明らかに補修箇所が早期再劣化している部材を記録する。

損傷等級 番号	早期再劣化を評価する損傷種類
①	腐食
④	防食機能の劣化
⑤	ひびわれ
⑥	剥離・鉄筋露出・うき
⑦	漏水・遊離石灰
⑩	床版ひびわれ
⑬	舗装の異常
⑰	変形・欠損
⑱	漏水・滞水

（４）補修対策済部材の取扱い

補修対策済の部材及び損傷について、健全性の回復が確認された場合は損傷写真台帳には記録しないものとする。

（５）軽微な損傷の取扱い

本要領では損傷等級の判定基準24項目において、損傷が認められない場合「損傷なし：損傷等級A」は損傷写真台帳には記録しないものとする。ただし、「①腐食」，「⑤ひびわれ」等の「軽微な損傷あり：損傷等級A」については損傷写真台帳に記録する。

帳票 5 損傷写真台帳（記載例）

損傷写真台帳

橋梁コード	*****	公所	*****
カナ名称	*****はし	路線名称	***総合支庁建設部
橋梁名称	*****橋	所在地	一般県道 ****線

写真番号	1	写真番号(前回)	1	径間下部番号	1	写真番号	2	写真番号(前回)	2	径間下部番号	1
部材名	主桁:鋼			代表写真	-	部材名	床版:コンクリート			代表写真	-
損傷種類	01:腐食(再劣化) (3)			損傷等級	B	損傷種類	06:剥離・鉄筋露出・うき			損傷等級	C



写真番号	3	写真番号(前回)	3	径間下部番号	1	写真番号	4	写真番号(前回)	4	径間下部番号	A1
部材名	床版:コンクリート			代表写真	-	部材名	支承部:支承本体:鋼			代表写真	○
損傷種類	10:床版ひびわれ			損傷等級	B	損傷種類	01:腐食(再劣化) (3)			損傷等級	B



写真番号	5	写真番号(前回)	5	径間下部番号	A1	写真番号	6	写真番号(前回)	6	径間下部番号	A1
部材名	支承部:沓座:コンクリート			代表写真	○	部材名	下部工:躯体(橋台・橋脚):コンクリート			代表写真	-
損傷種類	17:変形・欠損			損傷等級	C	損傷種類	05:ひびわれ			損傷等級	A (5)



帳票 6 損傷図

損傷図を作成するにあたっては、健全性の診断を行う上で必要な情報を記録するものとし、前回点検時からの損傷の進行、対策後の再劣化が把握できるよう色分けして作成する。以下に留意点を示す。

- ①健全性の診断にあたっては、損傷箇所、損傷範囲、損傷定量値の情報が非常に重要となるため、現地で取得した情報を確実に記録する必要がある。(損傷定量値の取得情報は次頁の表-1 を参考にする)

排水管，スラブドレーン等からの排水が周辺部材に飛散することで、損傷の要因となることが定期点検結果から明らかとなっており、橋梁の健全性に影響を与えることから、排水管，スラブドレーン等排水位置が分かるように記載する。

凡例)



- ②損傷については、部材名・損傷種類・損傷等級・損傷定量値・損傷パターン(ひびわれに限る)・写真番号を記入する。

(例：床版：⑥剥離・鉄筋露出・うき C(400×600mm)、

床版：⑩床版ひびわれ C(0.3mm/0.5m)パターン[2] ※パターンは括弧[]書きにするなど)

- ③2巡目以降の点検については、前回点検時からの損傷の進行が把握できるように色分けを行い区分する。

前回点検から損傷の進行が確認されるものは赤字(新たな損傷が確認される場合も含む)、前回点検から損傷の進行が確認されないものは黒字とする。

- ④補修対策済の損傷について、健全性の回復が確認される場合は損傷図に記載しない。なお、補修済箇所に早期再劣化が確認された場合、再劣化と分かるように損傷種類を記載し、緑色で色分けを行い区分する。なお、早期再劣化を分別して評価を行う損傷等級の判定基準は『帳票 5 損傷写真台帳(3)早期再劣化の評価』の9項目とする。

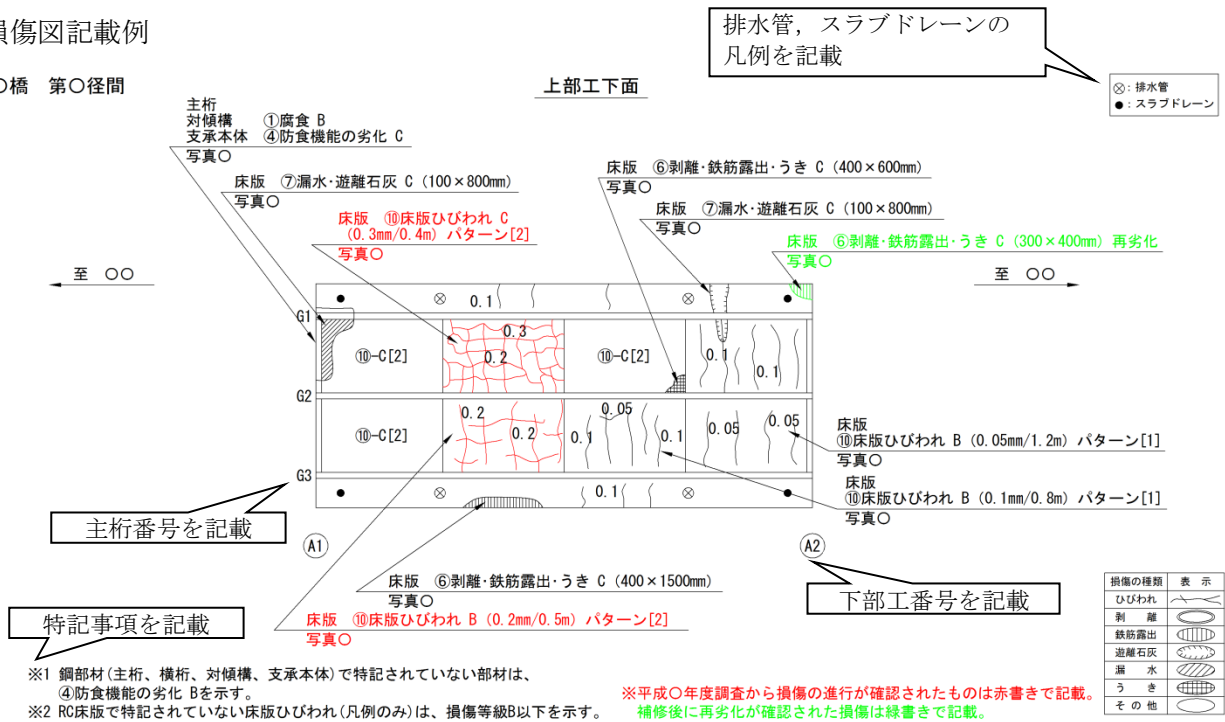
(記載例：床版 剥離・鉄筋露出・うき C(300×400mm) 等)

- ⑤同一の損傷種類において、複数の損傷等級が評価される場合については、損傷等級毎の代表損傷を旗揚げすることを原則とする。なお、各部材に同一の損傷等級が確認される場合、旗揚げすることで損傷図が煩雑するため、特記事項として類似損傷を記載しても良い。(次頁の損傷図記載例を参照)

帳票 6 損傷図 (記載例)

※損傷図記載例

○○橋 第○径間



※1 鋼部材(主桁、横桁、対傾構、支承本体)で特記されていない部材は、
④防食機能の劣化 Bを示す。
※2 RC床版で特記されていない床版ひびわれ(凡例のみ)は、損傷等級B以下を示す。

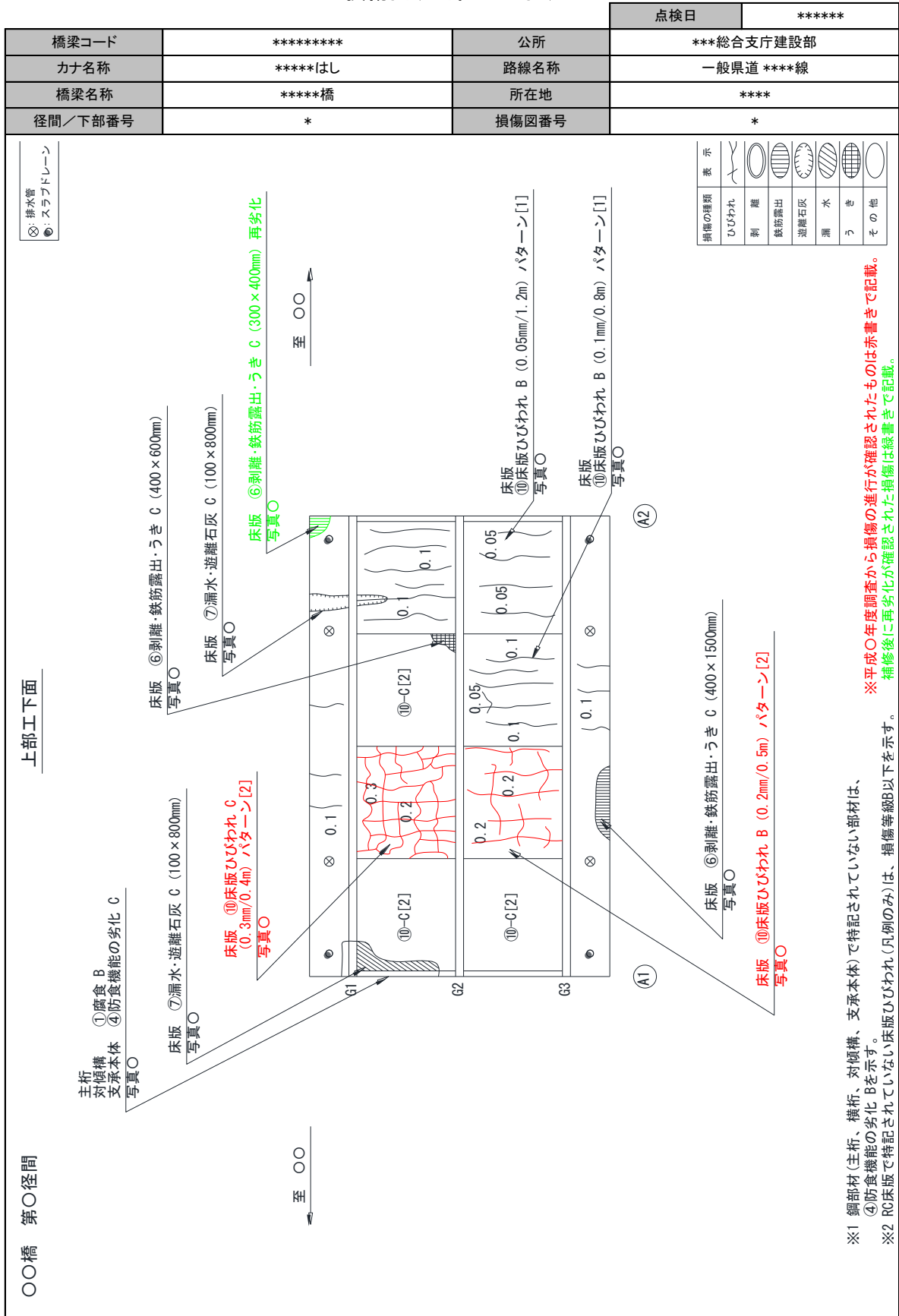
※平成○年度調査から損傷の進行が確認されたものは赤書きで記載。
補修後に再劣化が確認された損傷は緑書きで記載。

※損傷種類毎の損傷定量値の取得内容

▼ 損傷の種類毎に想定される損傷定量値

損傷の種類	損傷定量値	単位
1 腐食	板厚減少部の部材厚さ及び範囲	mm
2 亀裂・破断	亀裂幅及び亀裂長さ	mm
3 ゆるみ・脱落	ゆるみ又は脱落本数/母数	本/本
4 防食機能の劣化	-	-
5 ひびわれ	ひびわれ幅、間隔、ひびわれパターン	mm/m
6 剥離・鉄筋露出・うき	範囲	mm
7 漏水・遊離石灰	-	-
8 抜け落ち	-	-
9 補修・補強材の損傷	-	-
10 床版ひびわれ	ひびわれ幅、間隔、ひびわれパターン(1方向, 2方向)	mm/m
11 遊間の異常	遊間量	mm
12 路面の凹凸	段差量	mm
13 舗装の異常	土砂化が認められた際の範囲	mm
14 支承の機能障害	-	-
15 定着部の異常	-	-
16 変色・劣化	-	-
17 変形・欠損	範囲	mm
18 洗掘	範囲(基礎天端からの洗掘高さ)、深さ	mm
19 漏水・滞水	-	-
20 異常な音・振動	-	-
21 異常なたわみ	たわみ量(測定方法に応じ)	mm
22 土砂詰り	-	-
23 沈下・移動・傾斜	沈下量、移動量、傾斜量	mm
24 その他	範囲(損傷に応じ)	mm

損傷図(上部工・下面)



※1 鋼部材(主桁、横桁、対傾構、支承本体)で特記されていない部材は、
 ④防食機能の劣化 Bを示す。
 ※2 RC床版で特記されていない床版ひびわれ(凡例のみ)は、損傷等級B以下を示す。
 ※平成〇年度調査から損傷の進行が確認されたものは赤書きで記載。
 補修後に再劣化が確認された損傷は緑書きで記載。

診断書

診断書には、橋梁諸元、道路橋毎の健全性の診断、部材単位の健全性の診断、特記事項を記載する。
なお、診断書作成時の統一事項及び留意事項は以下のとおりである。

1. 橋梁諸元

(1) 基本情報

- ・橋梁諸元に関する基本情報は橋梁台帳等から参照を基本とするが、現況と異なる場合で診断会議時等に見直した橋梁は、調査職員に報告のうえ特記事項に記載する。
- ・幅員には有効幅員（少数1桁）を記載する。

(2) 管理区分（橋梁長寿命化総合マニュアル参考）

- ・予防保全型は『予防』，対症療法型は『対症』，予防保全型(戦略的管理)は『予防(戦略)』，対症療法型(計画的更新)は『対症(計画)』と記載する。管理区分は、「山形県橋梁長寿命化総合マニュアル」管理区分フローに従い決定する（鋼橋やPC 橋は基本的に予防など）。また、『対症療法』や「対処」などの誤記に注意する。

(3) 架替検討の必要性

- ・山形県橋梁長寿命化総合マニュアル「3. 3 (1) 架替の検討が必要な橋」の考え方にに基づき、架替検討の必要性の有無の判断までを行う。検討が必要な場合は『有り』，不要の場合は『空白(未記載)』とする。

※補修設計時に架替も含めた検討を行う必要があるかまでの判断であり、詳細な検討は補修設計時に行う。

- ・架替計画がある橋梁は『架替計画有り』，架替事業中の橋梁は『架替事業中』と記載する。

2. 道路橋毎の健全性の診断

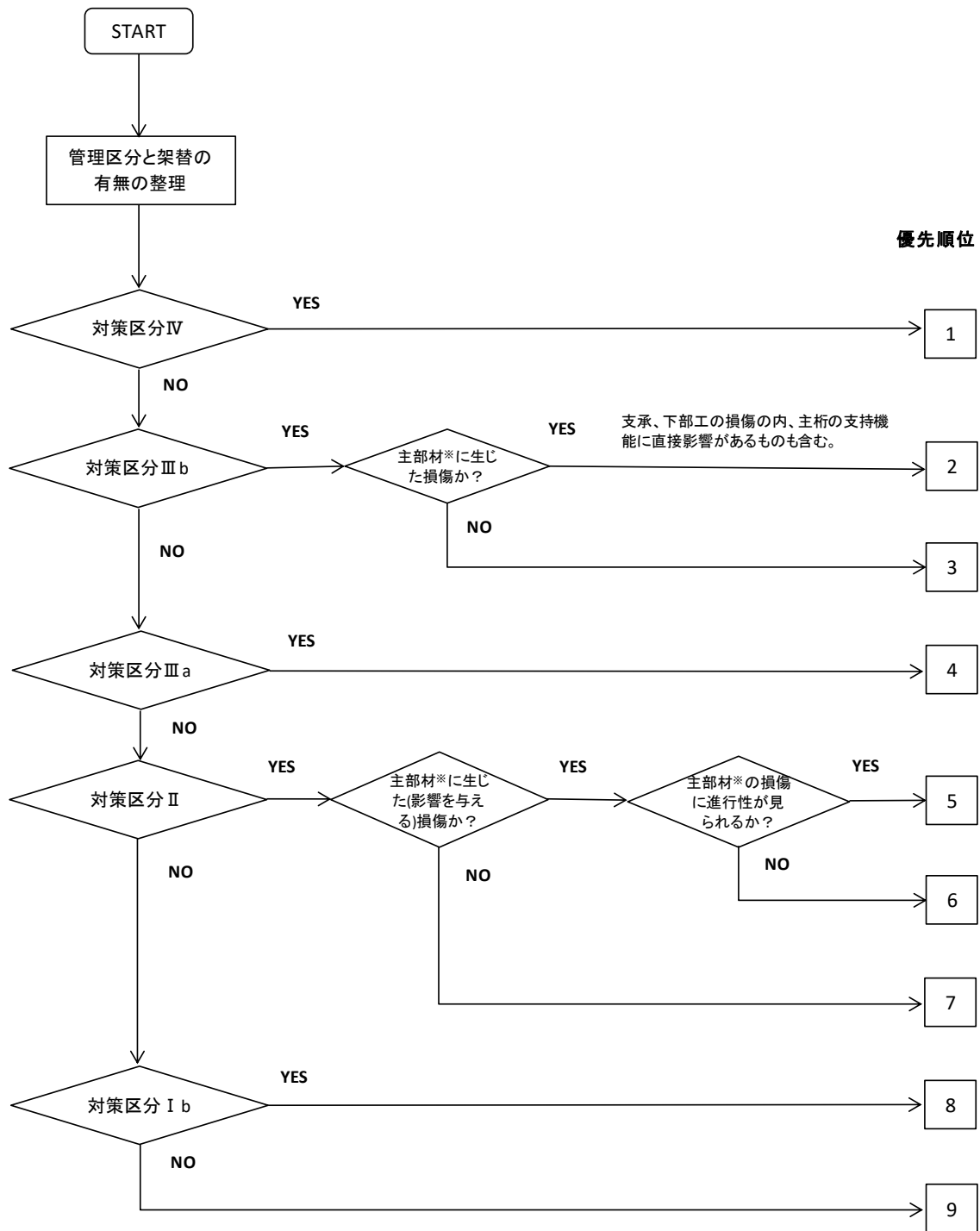
(4) 優先順位

- ・部材毎の対策区分及び損傷の状態から、次頁の優先順位の設定のフローに基づいて『1～9』までの優先順位を選定し診断書には『数字(半角)のみ』を記載する（①、②、③・・・、⑨ではなく、1、2、3・・・、9とする）。

(5) 所見

- ・管理区分(予防・対症)，直近の補修履歴(対策年次、内容)，橋梁単位の対策区分の判定根拠(損傷状況、原因等)，要対策と評価された部材のうち、特記すべき損傷内容や対策内容等を記載する。
- ・点検時に補修工事実施中の橋梁や直近で補修工事の予定がある橋梁は、工事内容と診断書の対策内容の摺合せを行う。
- ・跨線部及び跨道部等で第三者被害が懸念される橋梁は、損傷箇所が第三者被害範囲に該当することを記載する。

・事業の優先順位を設定は下図による。



※ここでいう主部材は、主桁、床版を基本とする。

図- 優先順位の設定フロー

3. 部材単位の健全性の診断

(6) 部材種別・名称

- ・舗装の診断結果は『その他(上段)』、排水施設・検査路・添架物・照明・基礎・袖擁壁等の診断結果は『その他(下段)』に記載する。

(7) 対策区分

- ・構造形式上で存在しない部材は、判定区分に『-(半角)』を記載し、劣化要因、損傷内容、対策内容、概算補修工事費は『空白(未記載)』とする。
- ・構造形式がPCホロー桁、RC床版、ボックスカルバートの場合の評価部材の考え方は、本要領P13解説の考え方に準じる。

【他部材への影響度合いに関連する対策区分の判定例】

- ・床版下面の漏水・遊離石灰や伸縮装置の漏水が少量見られるが、他部材への影響がない、あるいは、影響が少ない場合
⇒ 対策区分Ⅰb
- ・床版下面の漏水・遊離石灰や伸縮装置の漏水により、他部材の損傷への影響が見られる場合
⇒主部材の管理水準[※]も考慮した損傷の状態に応じて対策区分Ⅱ又はⅢa
- ・排水管の損傷により、PC桁下フランジ等管理水準の高い主部材に直接多量の橋面排水がかかっている場合
⇒対策区分Ⅲa

※主部材の管理水準については、部材・部位の重要度や損傷した場合における補修の難易度等を考慮して判断する。

(8) 進行性区分

- ・『進行性区分』には、前回点検時からの状態変化の観点から、下表の5区分（初回点検含む）に分類して記録する。
- ・前回点検時から対策区分の変化がない場合、損傷程度や損傷範囲の変化に着目して、『区分2』、又は、『区分3』を判定する。
- ・補修により部分的に改善かつ部分的に悪化している場合等は、部材の対策区分判定時に主となった損傷における進行性区分を記録する。

▼進行性区分

区分	前回点検時からの状態変化
—	初回点検
1	対策区分：改善（補修済み等
2	対策区分：一定 ※損傷の進行性が認められない。
3	対策区分：一定 ※損傷の進行性が認められる。
4	対策区分：悪化

(9) 早期再劣化

- ・補修対策後10年程度以内に補修箇所が再劣化している部材を記録することとし、診断書には『○』を記入する。なお、再劣化範囲が部分的の事例も含めるものとする。
- ・『補修工法・材料自体の劣化（設計時に想定した耐用年数よりも速く再劣化）』、『施工不良（鋼部材塗替塗装時の素地調整不足、コンクリート材の断面補修時の鉄筋防錆処理不足や締固め不良等）』などの情報を再劣化と評価する。
- ・前回補修年次の情報も合わせて記録する（西暦表示）。

(10) 劣化要因及び損傷内容（全体）

- ・『疲労、塩害、ASR（アル骨）、凍害、中性化、被り不足、乾燥収縮、温度応力、経年劣化、防水不良、排水不良、施工不良、外力』を基本とするが、上記以外は任意とする。
- ・要対策部材のみ劣化要因を記載することとし、それ以外は『-（半角）』を記載する。
- ・各部材で確認された全ての損傷種類及び損傷等級（B～C）を記録する。

(11) 早期再劣化の損傷内容

- ・損傷内容（全体）から早期再劣化に関する損傷内容のみを抽出して記録する。

(12) 対策内容

- ・対策内容は下表を基本とするが、下表以外の対策内容は必要に応じて記載する。
- ・床版防水は『床版』に記載する（舗装に記載しない）。
- ・要対策部材のみ対策内容を記載することとし、それ以外は『空白（未記載）』とする。

▼対策内容の記載内容

対策内容（長寿命化マニュアル）		記載方法
桁塗装 （全面）	Rc-I	桁塗装全面 Rc-I
	Rc-III	桁塗装全面 Rc-III
桁塗装 （端部）	Rc-I	桁塗装端部 Rc-I
	Rc-III	桁塗装端部 Rc-III
断面修復工（左官工法）		主桁断面補修、床版断面補修、下部工断面補修
床版補修（炭素繊維補強）		炭素繊維補強
床版防水		床版防水（シート系、塗膜系）
支承交換		支承交換
支承金属溶射		支承塗装、支承金属溶射
沓座モルタル補修		支承モルタル補修
伸縮装置交換		伸縮装置交換
高欄交換		高欄交換
地覆打ち換え		地覆打ち換え

山形県橋梁長寿命化総合マニュアルに加筆修正

(13) 概算補修工事費

1) 記載要領等

- ・対策区分Ⅱ～Ⅳと評価した部材について、概算補修工事費を計上する。ただし、対症療法型管理で判定区分Ⅱの橋梁は、評価部材に対策内容のみ記入し、概算補修工事費は計上せず、『-(半角)』と記載する。但し、直近で補修工事の予定がある橋梁は、概算工事費は計上する。
- ・横桁の桁全面塗装や断面補修は、主桁の概算補修工事費に含める。
- ・床版防水は、床版の概算補修工事費に含めるものとし、シート系又は塗膜系を基本とする。
- ・「山形県橋梁長寿命化総合マニュアル」3.5補修工事費の算出に示す対策内容が該当しない場合、対策内容のみ任意で記載し、特記事項に当該概算補修工事費は含まないことを明記する。

2) 補修数量の算出方法

- ① 横桁が要対策と評価された場合、対策工法（桁塗装、断面修復等）を記載するが、概算工事費は主桁補修に求めたものとする。
- ② 主桁、床版、下部工断面補修の数量算出方法は、次の損傷発生割合、厚さに基づいて算定することを基本とするが、実情との乖離が大きい場合は適宜見直しを行うものとする。
(橋面積×発生割合×厚さとするが、自動算出では発生割合は0.1(10%)、厚さは0.05(5cm)を適用)
- ③ 床版補修（炭素繊維補強）の補修数量は、床版耐荷力補強が目的ではなく、部分的な補修（漏水の影響等により部分的に床版損傷が進行している状態）を必要とする場合に、床版の状態に応じて概算補修数量を算定する（特記事項に概算補修数量の算定根拠を記載する）。
- ④ 支承補修（支承交換、支承塗装・金属溶射、沓座モルタル補修）については、支承の状態に応じて補修基数を設定する。
- ⑤ 伸縮装置（交換、非排水化）の数量算定時は、「幅員×（上部構造の遊間の数）」を用いる。
例：単純桁3連の場合、上部構造の遊間の数は「4」、3径間連続桁の場合、上部構造の遊間の数は「2」となる。
- ⑥ 排水管の補修（交換、再塗装）及び地覆のみ断面補修は、対策工法は記載するが修繕費が小さいため、概算補修工事費は計上しない。

▼補修数量の算出方法

対策工法		補修数量算出方法
① 横桁の 対策を含む	桁塗装 (全面)	Rc-I Rc-III ・台張記載の塗装面積を適用 ・未記載の場合は橋面積×3で算出
	桁塗装 (端部)	Rc-I Rc-III ・6m(両端3mを想定)×幅員×3で算出
	断面修復工 (左官工法)	部位ごとに以下により算出 ・橋面積×発生割合(自動算出では0.1)×厚さ(自動算出では0.05)を適用 ② ・必要に応じて発生割合、厚さを変更
	床版補修 (炭素繊維補強)	・損傷内容に応じて個別で算出 ③
	床版防水	・橋面積を適用
	支承交換	
	支承塗装・金属溶射	・損傷内容に応じて個別で算出 ④
	沓座モルタル補修	
	伸縮装置交換	・幅員×(上部構造の遊間の数)で算出 ⑤
	高欄交換	・橋長×2(両サイド)で算出
	地覆打ち換え	
	地覆補修足場	・橋長×2(両サイド)×足場幅(2m)で算出 必要に応じて、足場幅を変更(外桁～地覆外間+0.8m)

⑥※排水装置や地覆の部分補修などは額が小さいと想定されるため概算補修費に反映しない。

出典：山形県橋梁長寿命化総合マニュアルに加筆修正

(14) 特記事項

- ・管理区分の選定根拠，維持工事への申し送り事項(小規模補修含む)，添架物管理者への申し送り事項(添架管の損傷等)，経過観察や追跡調査の必要性，架替検討及び計画的更新の必要性等を記載する。

診断書

点検回数	2巡目
点検年次	2014

1. 橋梁諸元

橋梁コード	*****	総合支庁名	**総合支庁建設部	路線名	1 1 2号
橋梁名	****橋	架設年(西暦)	1972	橋種	PC橋
橋長	154.0	(1) 幅員	7.5	径間数	7
前回点検	2008	(2) 予防or対症	予防	架替検討の必要性	(3) 有り

2. 道路橋毎の健全性の診断

対策区分	(4) 優先順位	(5) 所見
IIIb	2	本橋梁は予防保全型管理を実施する橋梁である。平成7年～10年の期間に、上部工断面修復工及び表面保護工、外ケーブル(25t対応)、下部工耐震補強(橋脚補強、落橋防止)、舗装打換え及び橋面防水工、伸縮装置交換等が実施されている。海岸に隣接する橋梁で、主桁及び横桁、下部工に塩害が原因と推定される腐食ひびわれ及び剥離が多数確認される。過年度に上部工表面保護工が施されているが、塩害の影響により再劣化(腐食ひびわれ)が認められる。また、跨道橋であることから、第三者被害への影響も考えられる。構造機能に支障が生じる可能性があることから、早期の対策が必要と判断した。上部工及び下部工の断面補修を実施するとともに、将来予測を考慮した補修材選定及び表面保護工の併用を検討することが望ましい。下部工に伸縮装置からの漏水が確認されることから、予防的な対策として、伸縮装置の交換を行うことが望ましい。

3. 部材単位の健全性の診断

(6) 部材種別 名称	(7) 対策区分	(8) 進行性区分	(9) 早期再劣化	前回補修年次	(10) 劣化要因	損傷内容(全体)	(11) 損傷内容(早期再劣化)	(12) 対策内容	概算補修工事費(13)(千円)
主桁	IIIb	4	○	2012	塩害	ひびわれC、剥離・鉄筋露出・うきC、コンクリート補強材の損傷B	ひびわれC	主桁断面補修	29,453
横桁	IIIb	4			塩害	ひびわれC、剥離・鉄筋露出・うきC			
床版	I a	2			-				
支承	I a	2		2012	-	支承 変色・劣化C 落橋防止 ひびわれC			
下部工	IIIb	4	○	2012	塩害	ひびわれC、剥離・鉄筋露出・うきC、漏水・遊離石灰C	剥離・鉄筋露出・うきC	下部工断面補修	15,300
伸縮装置	I b	2		2012	排水不良	変色・劣化C		伸縮装置非排水化	9,000
高欄・地覆	I a	1			-	高欄 腐食B、防食機能の劣化C 照明、標準施設 腐食B、防食機能の劣化C 地覆 剥離・鉄筋露出・うきC			
その他									
合計								直接工事費計	53,753
								諸経費を含んだ工事費	96,755

4. 特記事項 (14)

- ・管理区分の判断根拠は、「対症療法型」に該当する項目なしとする。
- ・高欄のレールに一部腐食がみられることから、必要に応じて対策を講じることが望ましい。
- ・外ケーブル偏向部及び取付金具の腐食が顕著なことから、対策を講じることが望ましい。

別紙2 道路橋記録様式

道路橋記録様式の作成は、「道路橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省道路局」による。また、様式ファイルは、国土交通省ホームページに公開されているファイルを使用する。なお、道路橋記録様式作成時の統一事項及び留意事項は以下のとおりである。

(1) 緯度・経度、橋梁ID情報

- ・緯度、経度は左詰めで、数値は半角、単位は度→「°」、分→「′」、秒→「″」で全角とする。
- ・橋梁IDは緯度、経度の十進表示（小数点以下5桁）をカンマ区切りで、全て半角（18桁）で記載する。例 38.36563,140.37065

起点側	緯度	○° x′ △″	橋梁ID
	経度	□° ▽′ ◎″	
無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)

(2) 定期点検実施年月日

- ・定期点検実施年月日は「2019.7.1」のように入力する。

(3) 対象部材

- ・伸縮装置及び高欄・地覆等の損傷は、「その他」に記載する。

(4) 判定区分

- ・判定区分は『Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ』の4段階に区分することとし、Ⅰa及びⅠbは『Ⅰ』、Ⅲa及びⅢbは『Ⅲ』とする。
- ・構造上、存在しない部材は、『空欄』とする。
- ・構造形式がBOXの場合、頂版の評価は『床版』、側壁の評価は『下部工』に記載する。

(5) 損傷の種類

- ・判定区分Ⅱ以上の評価部材について損傷の種類のみ記載し、損傷等級の評価ランクは記載しない。
例) 【正】腐食, ひびわれ 【誤】腐食C, ひびわれB
- ・判定区分Ⅰの評価部材について、損傷の種類、備考欄は『空欄』とする。

(6) 備考

- ・様式2に貼り付ける写真に対応した写真番号を記載する。
- ・部材番号の考え方がないため、部材名のみ記載する。

(7) 道路橋毎の判定区分

- ・診断書に記載した道路橋毎の対策区分を記載することとし、Ⅰa及びⅠbは『Ⅰ』、Ⅲa及びⅢbは『Ⅲ』とする。

(8) 所見等

- ・主な損傷状況や必要と考えられる主な対策内容を、簡潔に記載する。

(9) 全景写真、架設年次、橋長、幅員、橋梁形式

- ・架設年次（西暦），橋長（整数止め），幅員（有効幅員を採用し，少数1桁）を記載する。
例）架設年次「1984年」，橋長「107m」，幅員「11.8m」（単位は自動表示される書式であるため数値だけ入力すること）
- ・橋梁形式は上部構造、下部構造、基礎形式について、下表から代表的なものを選定し「、」で区切り、記載する。不明な項目は記載しない。
例）形式が全て分かる場合・・・鋼橋 I 桁（非合成）、壁式橋脚（RC）、場所打ぐい
例）基礎形式が不明な場合・・・PC橋プレテンT桁、逆T式橋台
- ・全景写真の橋梁側面図には，起点・終点の情報を記載する。

▼上部構造

①鋼橋(ボルト又は鋼溶継手)

構造形式C	構造形式
121	I桁(非合成)
122	I桁(合成)
123	I桁(鋼床版)
124	I桁(不明)
125	H形鋼(非合成)
126	H形鋼(合成)
128	H形鋼(不明)
130	鋼桁橋(その他)
131	箱桁(非合成)
132	箱桁(合成)
133	箱桁(鋼床版)
134	箱桁(不明)
140	トラス橋
150	アーチ橋(その他)
151	タイドアーチ(アーチ橋)
152	ランガー(アーチ橋)
153	ローゼ(アーチ橋)
155	ニールセン(アーチ橋)
156	アーチ橋
160	ラーメン橋
172	箱桁(斜張橋)
199	その他(鋼溶接橋)

②鋼橋(リベット継手)

構造形式C	構造形式
221	I桁(非合成)
222	I桁(合成)
223	I桁(鋼床版)
224	I桁(不明)
225	H形鋼(非合成)
226	H形鋼(合成)
228	H形鋼(不明)
230	鋼桁橋(その他)
231	箱桁(非合成)
232	箱桁(合成)
233	箱桁(鋼床版)
234	箱桁(不明)
240	トラス橋
250	アーチ橋(その他)
251	タイドアーチ(アーチ橋)
252	ランガー(アーチ橋)
253	ローゼ(アーチ橋)
255	ニールセン(アーチ橋)
256	アーチ橋
260	ラーメン橋
—	—
299	その他(鋼(鉄)リベット橋)

③RC橋

構造形式C	構造形式
310	RC床版橋(その他)
311	RC中実床版
312	RC中空床版
—	—
321	RC T桁
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
330	RC桁橋(その他)
331	RC箱桁
—	—
—	—
—	—
335	RC溝橋(BOXカルバート) ※336以外の溝橋
336	RC特定溝橋 ※活荷重による影響が少ない小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
350	アーチ橋(その他)
356	アーチ橋
360	ラーメン橋
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
399	その他(RC橋)

④PC橋

構造形式C	構造形式
410	PC床版橋(その他)
411	プレテン床版
412	プレテン中空床版
413	ポステン中空床版
421	プレテンT桁
421	プレテンT桁
422	プレテンT桁(合成)
423	ポステンT桁
424	ポステンT桁(合成)
430	PC桁橋(その他)
431	プレテン箱桁
432	プレテン箱桁(合成)
433	ポステン箱桁
434	ポステン箱桁(合成)
435	RC溝橋(BOXカルバート) ※436以外の溝橋
436	PC特定溝橋 ※活荷重による影響が少ない小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
450	アーチ橋(その他)
456	アーチ橋
460	ラーメン橋
471	I桁(斜張橋)
472	箱桁(斜張橋)
481	波形鋼板ウェブ橋
482	鋼管トラスウェブ橋
—	—
499	その他(PC橋)

⑤SRC橋

構造形式C	構造形式
556	アーチ橋
599	その他(SRC橋)

⑥石橋

構造形式C	構造形式
650	アーチ橋(その他)
656	アーチ橋
699	その他(石橋)

⑦H型鋼橋(継手なし)

構造形式C	構造形式
825	H形鋼(非合成)
826	H形鋼(合成)
828	H形鋼(不明)
830	鋼桁橋(その他)

⑨その他

構造形式C	構造形式
960	ラーメン橋
972	箱桁(斜張橋)
999	その他

▼下部構造

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
11	重力式橋台	
12	半重力式橋台	
13	逆T式橋台	
14	控え壁式橋台	
15	ラーメン橋台	
16	中抜き橋台	
17	盛りこぼし橋台	
18	小橋台	
19	その他(橋台)	
19	その他(橋台)	L型橋台
19	その他(橋台)	T型橋台
19	その他(橋台)	U型橋台
19	その他(橋台)	アーチアバット
19	その他(橋台)	インテグラルアバット
19	その他(橋台)	パイルベント橋台
19	その他(橋台)	ブラケット取付
19	その他(橋台)	ブラケット張出
19	その他(橋台)	ボックスカルバート
19	その他(橋台)	ボックスカルバート側壁
19	その他(橋台)	もたれ擁壁
19	その他(橋台)	深礎杭橋台
19	その他(橋台)	石積み橋台
19	その他(橋台)	柱式橋台(ピアアバット)
19	その他(橋台)	箱式橋台
19	その他(橋台)	本橋からの張出
19	その他(橋台)	本線橋台からの張出
19	その他(橋台)	本線一体型
19	その他(橋台)	不明
21	橋台部ジョイントレス構造	
21	壁式橋脚(RC)	
22	壁式橋脚(SRC)	
23	壁式橋脚(鋼製)	
31	柱橋脚(RC)	
32	柱橋脚(SRC)	
33	柱橋脚(鋼製)	

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。
個別に適切に設定すること。

▼基礎形式

基礎形式C	基礎形式	基礎形式その他
0	直接基礎	
1	オープンケーソン	
1	鋼管ソイルセメント杭	
1	フレボーリング杭	
2	ニューマチックケーソン	
3	鋼管矢板	
4	場所打ぐい	
4	深礎(柱状体深礎基礎、組杭深礎基礎)	
5	既製鋼ぐい	
6	既製RCぐい	
7	既製PCぐい	
8	木ぐい	
9	その他	
9	その他	PCウエル
9	その他	PHC
9	その他	SC杭+PHC杭
9	その他	軽量鋼矢板
9	その他	杭頭部: SC杭
9	その他	地中連続壁
9	その他	不明

注: 基礎形式その他は、代表的な例である。
個別に適切に設定すること。

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
34	柱橋脚1柱円(RC)	
35	柱橋脚1柱円(SRC)	
36	柱橋脚1柱円(鋼製)	
37	柱橋脚1柱小判(RC)	
38	柱橋脚1柱小判(SRC)	
39	柱橋脚1柱小判(鋼製)	
41	ラーメン橋脚(RC)	
42	ラーメン橋脚(SRC)	
43	ラーメン橋脚(鋼製)	
44	柱橋脚1柱角(RC)	
45	柱橋脚1柱角(SRC)	
46	柱橋脚1柱角(鋼製)	
47	T型橋脚柱角型(RC)	
48	T型橋脚柱角型(SRC)	
49	T型橋脚柱角型(鋼製)	
51	二層ラーメン橋脚(RC)	
53	二層ラーメン橋脚(鋼製)	
61	T型橋脚(RC)	
62	T型橋脚(SRC)	
63	T型橋脚(鋼製)	
64	T型橋脚柱円型(RC)	
65	T型橋脚柱円型(SRC)	
66	T型橋脚柱円型(鋼製)	
67	T型橋脚柱小判型(RC)	
68	T型橋脚柱小判型(SRC)	
69	T型橋脚柱小判型(鋼製)	
71	I型橋脚(RC)	
73	I型橋脚(鋼製)	
81	パイルベント橋脚(RC)	
82	パイルベント橋脚(SRC)	
83	パイルベント橋脚(鋼製)	
84	柱橋脚2柱角(RC)	
85	柱橋脚2柱角(SRC)	
86	柱橋脚2柱角(鋼製)	
87	柱橋脚2柱円(RC)	
88	柱橋脚2柱円(SRC)	
89	柱橋脚2柱円(鋼製)	
91	柱橋脚2柱小判(RC)	
92	柱橋脚2柱小判(SRC)	
98	アーチ拱拾	
99	その他(橋脚)	
99	その他(橋脚)	H形鋼梁
99	その他(橋脚)	ゲルバーヒンジ部
99	その他(橋脚)	ヒンジ
99	その他(橋脚)	ブラケット式橋台
99	その他(橋脚)	ブラケット取付
99	その他(橋脚)	ブラケット張出
99	その他(橋脚)	ボックスカルバート隔壁
99	その他(橋脚)	ラーメン橋脚(PC)
99	その他(橋脚)	ロッキング橋脚(鋼製)
99	その他(橋脚)	掛け違い橋脚
99	その他(橋脚)	形鋼による本線部橋脚添架
99	その他(橋脚)	鋼管ウエル式橋脚
99	その他(橋脚)	鋼製
99	その他(橋脚)	中空橋脚
99	その他(橋脚)	方杖ラーメン
99	その他(橋脚)	本橋からの張出
99	その他(橋脚)	本線一体型
99	その他(橋脚)	本線橋に含む
99	その他(橋脚)	本線橋下部工からの張出し
99	その他(橋脚)	本線橋張出梁
99	その他(橋脚)	枕梁式橋台
99	その他(橋脚)	拱拾橋脚
99	その他(橋脚)	不明

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。
個別に適切に設定すること。

(10) 状況写真（損傷状況）

- ・判定区分Ⅱ以上に関連する損傷写真のみ貼付する。
- ・写真は1つの枠に1枚とし、写真が多い場合は様式2のシートの追加で対応する。














(11) シート名

- ・様式1については「道路橋様式 1P001」とする。（数値，アルファベットは半角）
- ・様式2については「道路橋様式 2P001」，「道路橋様式 2P002」・・・とする。（数値，アルファベットは半角）

(12) その他

- ・国交省で運用する「点検データ等登録システム」へ登録する必要がある関係上、行や列の追加，削除，結合等，様式の改変はできないので注意すること。
- ・様式ファイルは、国土交通省 道路局ホームページの「道路の老朽化対策 参考資料 77条調査報告用様式」に公開されているものを使用すること。

参考資料

- ◆ 道路橋の重大損傷－最近の事例－平成21年3月
 - ・ [鋼橋\(上部構造\)の損傷事例\(PDF形式\)](#) 
 - ・ [コンクリート橋\(上部構造\)の損傷事例\(PDF形式\)](#) 
 - ・ [下部構造の損傷事例\(PDF形式\)](#) 
 - ・ [床版の損傷事例\(PDF形式\)](#) 
 - ・ [その他の損傷事例\(PDF形式\)](#) 
- ◆ [不具合発生時の連絡及び支援体制\(PDF形式\)](#) 
- ◆ [中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故関連情報](#)
- ◆ 77条調査報告用様式
 - ・ [道路橋記録様式](#) 
 - ・ [特定溝橋記録様式](#) 
 - ・ [道路トンネル記録様式](#) 
 - ・ [シェッド記録様式](#) 
 - ・ [大型カルバート記録様式](#) 
 - ・ [横断歩道橋記録様式](#) 
 - ・ [門型標識等記録様式](#) 

別紙2 道路橋記録様式（記載例）

別紙2 様式1様式2

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等

(1)

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度	〇° x' △" □° ▽' ◎"	橋梁ID
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	県道〇〇	〇〇県△△市□□地先				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
〇〇県〇〇振興局〇〇土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)
定期点検時に記録

定期点検者 (株)〇〇 △△ □□

部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合 に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後に記録		
				応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造						
主桁	II	腐食	写真1、主桁	I		2013.5.〇
横桁	II	腐食	写真1、横桁	I		2013.5.〇
床版	III	ひびわれ	写真2、床版	II		2013.5.〇
下部構造	I					
支承部	I					
その他						

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

(判定区分)	(所見等)
III	(8) (適切に記載する)

(7)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

(9)

架設年次	橋長	幅員
1984年	107m	11.8m
橋梁形式		
〇径間連続鋼〇桁橋、〇式橋台2基、〇式橋脚2基		



※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

20

別紙2 様式1様式2

様式2

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がII、III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

(10)

写真1 上部構造(主桁、横桁)【判定区分: II】	写真2 上部構造(床版)【判定区分: III】
 主桁 横桁	 床版
【判定区分: 】	【判定区分: 】

21

別紙2 道路橋記録様式（記載例）

赤枠内：橋梁点検員により記入 青枠内：橋梁診断員により記入

別紙2 様式1様式2

様式1

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度 経度	〇° x' △" □° ▽' ◎"	橋梁ID
〇〇橋 (フリガナ)マルマルバシ	県道〇〇	〇〇県△△市□□地先				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
〇〇県〇〇振興局〇〇土木事務所	2013.5.〇	市道	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入) 定期点検者 (株)〇〇 △△ □□

定期点検時に記録				応急措置後に記録			
部材名	判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に 記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日	
上部構造							
主桁	II	腐食	写真1、主桁02	I		2013.5.〇	
横桁	II	腐食	写真1、横桁02	I		2013.5.〇	
床版	III	ひびわれ	写真2、床版01	II		2013.5.〇	
下部構造	I						
支承部	I						
その他							

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

定期点検時に記録	(判定区分) (所見等)
III	(適切に記載する)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
1984年	107m	11.8m
橋梁形式		
〇径間連続鋼〇桁橋、〇式橋台2基、〇式橋脚2基		



※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

20

別紙2 様式1様式2

様式2

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がII、III又はIVの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

写真1 主桁02、横桁02	上部構造(主桁、横桁)【判定区分: II】	写真2 床版01	上部構造(床版)【判定区分: III】
支承部【判定区分: 】		下部構造【判定区分: 】	

21

付録－3 点検における損傷の着目箇所

1. 鋼橋	95
2. コンクリート橋	100
3. コンクリート床版	103
4. 下部構造	106
5. 支承	107
6. 伸縮装置	108
7. 高欄・地覆	109
8. 排水施設	109
9. 落橋防止システム	110
10. その他（全体）	110

※点検における損傷の着目箇所については、本資料の他、「道路橋定期点検要領（平成31年2月）国土交通省 道路局」の「付録2 一般的な構造と主な着目点」も参考にすること。

1. 鋼橋

(1) 一般的に生じやすい損傷など

鋼橋において最も損傷が多いのが、腐食である。腐食は伸縮装置からの漏水（凍結防止剤を含んだ塩水）により桁端部に特に多いので注意が必要である。また、亀裂については、橋の構造安全性に関わる重大な損傷であるが、近接で点検しないと見つけることが難しいので特に注意して点検する必要がある。

鋼橋において特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を損傷種類ごとに下表に示す。

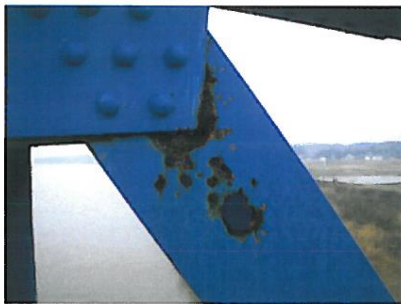
損傷種類	着目箇所
異常な音・振動、異常なたわみ	桁支間中央、桁端部（伸縮装置、支承部）
塗装劣化	桁全体、箱桁や鋼製橋脚内部
腐食	桁端部（支承廻り、端対傾構、端横桁）、継手部、排水装置近傍、箱桁や鋼製橋脚内部、アーチやトラスの格点部
ゆるみ・脱落	リベットや高力ボルトによる継手部
亀裂	ソールプレート前面融溶接部、桁端切欠き R 部、対傾構取り付け垂直補剛材溶接部、主桁ウェブ面外ガセット溶接部、主桁下フランジ突合せ溶接部、鋼床版縦リブ溶接部、鋼床版縦リブ横リブ交差部、主桁垂直補剛材—鋼床版溶接部、縦桁端部切欠き部、アーチ垂直材根元部、鋼製橋脚沓座溶接部、鋼製橋脚隅角部
変形・欠損（衝突痕）	車道直上部
漏水・滞水	桁端部、マンホール、継手部、排水装置近傍、アーチやトラスの格点部

(2) 想定される損傷の状況（例）

1) 腐食

イ) トラス格点部付近や桁端部の腐食の進行

トラス格点部やトラス斜材内側等のように凍結防止剤や飛来塩分による塩分が付着すると雨水等で流されにくいような箇所や、桁端部の下フランジやウェブ下端（下フランジとの接合部）付近のように伸縮装置からの塩分（凍結防止剤）を含んだ水が滞水しやすく風通しも悪いような箇所は、腐食による損傷の進行が速く、鋼材の板厚減少や孔食にまで至っている事例がある。



トラス斜材（溝形鋼）の内側に蓄積した飛来塩分による孔食



桁端部の腐食による下フランジとウェブの剥離（伸縮装置からの漏水）

□) 凍結防止剤による耐候性鋼材の異常腐食

凍結防止剤を含む路面排水や床版排水が、風などによって飛散し、桁に直接付着して異常腐食を生じる場合があるため、特に強風が生じやすい場所で排水管や床版の水抜きパイプの長さ不足によって発生した例がある。

2) ゆるみ・脱落

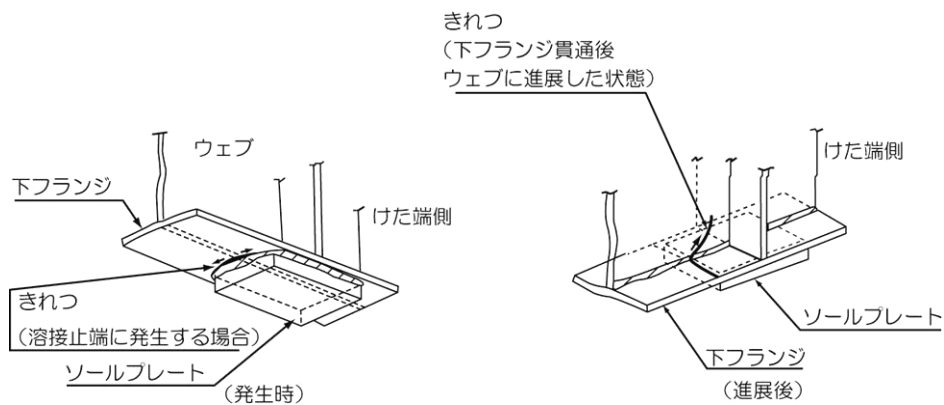
イ) F11T、F13T

昭和40年代後半から50年代初頭に使用された高力ボルト（F11T、F13T）を使用している橋は、遅れ破壊によりボルトが破断している事例がある。

3) 亀裂

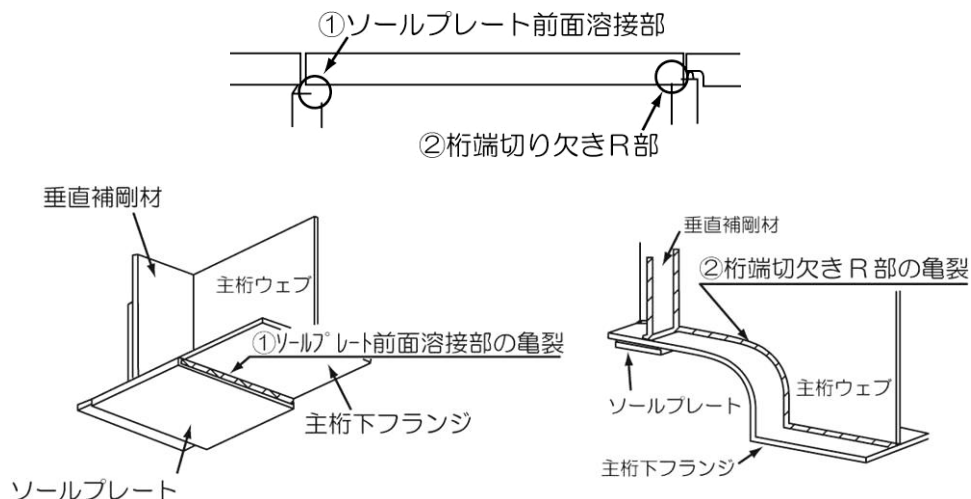
イ) ソールプレート前面溶接部

支承周辺部の桁は、活荷重応力、温度変化による水平力など繰返し荷重を受ける範囲であり、特にソールプレート前面は支承機能の低下により疲労亀裂の発生例が多い。



□) 桁端切欠きR部

桁端切欠き部は断面が急激に変化するため応力が集中しやすい。円弧状に欠いた形状の場合には特にこのコーナー部に亀裂が生じやすい。



ハ) 対傾構取付き垂直補剛材溶接部

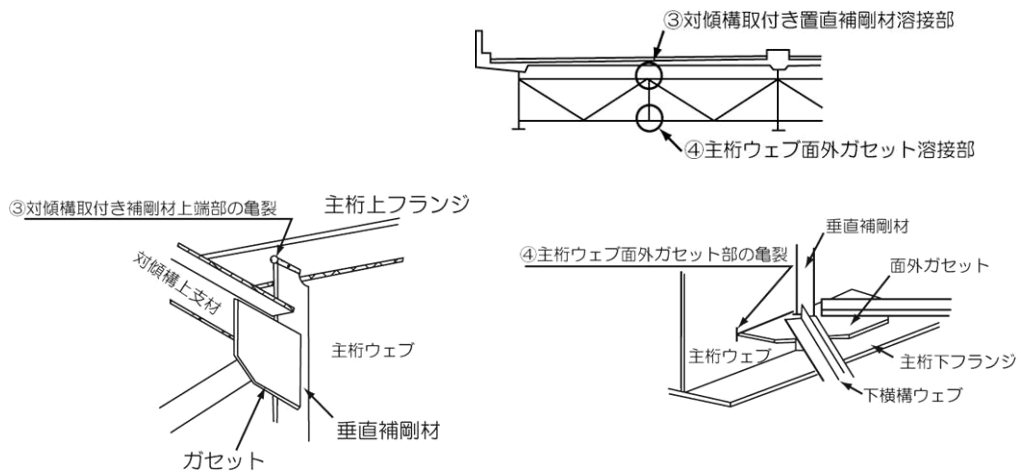
対傾構の取付き部は、主桁の相対たわみ差や床版のたわみなどにより交番応力が発生し、疲労亀裂の発生例が多い部位である。



垂直補剛材と上フランジ溶接部の亀裂

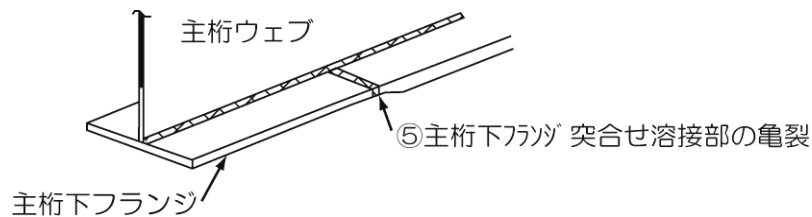
二) 主桁ウェブ面外ガセット溶接部

主桁ウェブに取り付けられた下横構の面外ガセットの端部に発生する亀裂は、主桁ウェブに進展し破断に至る恐れがあるため注意が必要である。



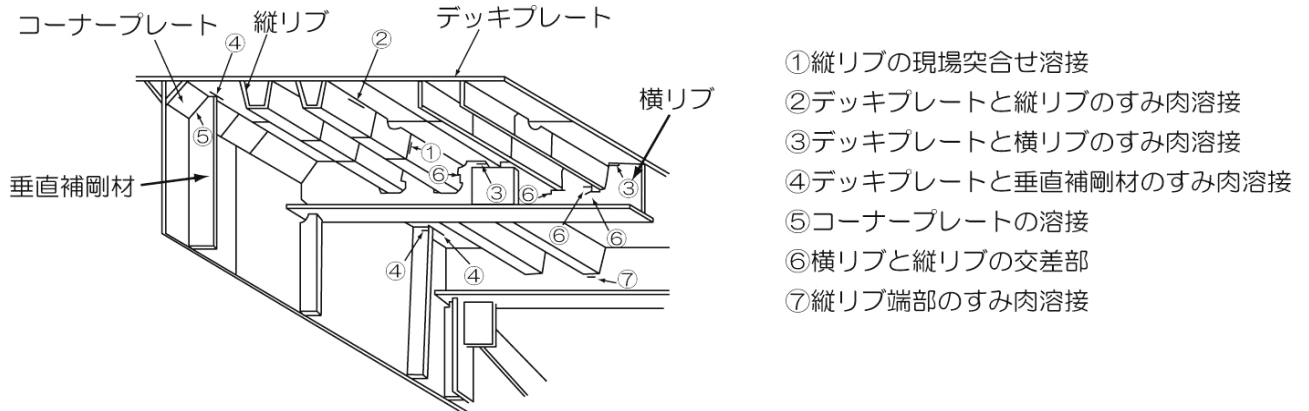
ホ) 主桁下フランジ突合せ溶接部

亀裂の発生例としては希であるが、亀裂が発生した場合、落橋の恐れもある部位であり注意が必要である。



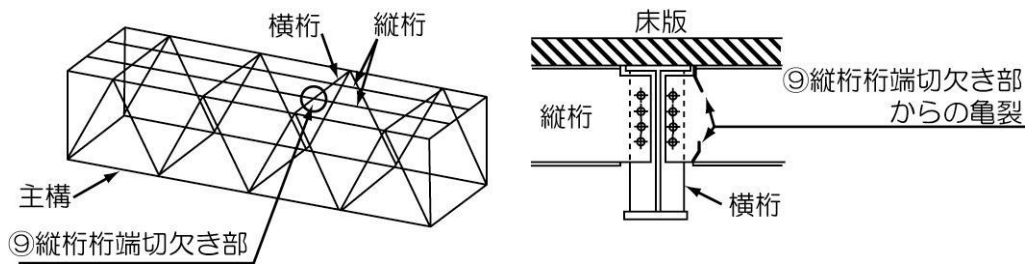
ハ) 鋼床版部

鋼床版は活荷重が直接载荷される部位であり、疲労亀裂の発生事例は多い。構造形式や寸法によるが、もっとも一般的に発生例が多い部位が図に示した個所と考えられる。



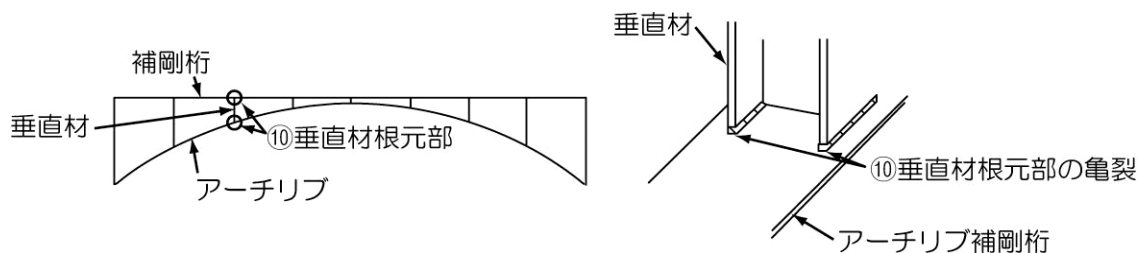
ト) 縦桁桁端切欠き部

床組としての縦桁は桁端のフランジが切欠かれ、横桁などの補剛材に取り付けられる構造形式が多いが、その切欠きから亀裂の生じることがある。アーチやトラス橋の床組構造に多く見られる。



チ) アーチ垂直材根元部

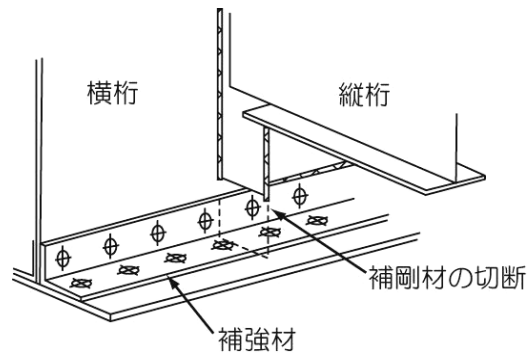
アーチの垂直材根元部は、補剛桁とアーチコードの水平変位差により2次曲げモーメントが生じ、その繰返しによる疲労亀裂が多く発見されている。特に中央付近の短い垂直材個所に多く発生する。



リ) その他

疲労損傷の多い橋梁としては、供用後10数年以上経過している、大型車交通量が多い、昭和31または39年道示で設計された溶接橋等の特徴が挙げられ、これらの特徴を有す橋梁については特に注意をする必要がある。また補修・補強箇所においては、補強部材などによって剛性が変化することにより近接部位に新たな亀裂の発生する場合もある。構造ディテールの特異な補修・補強部位においても注意が必要である。

また、昭和40年代に建造されたトラス橋の斜材では異なる板厚が混在しており、板厚が薄い箇所での破断が確認される。



2. コンクリート橋

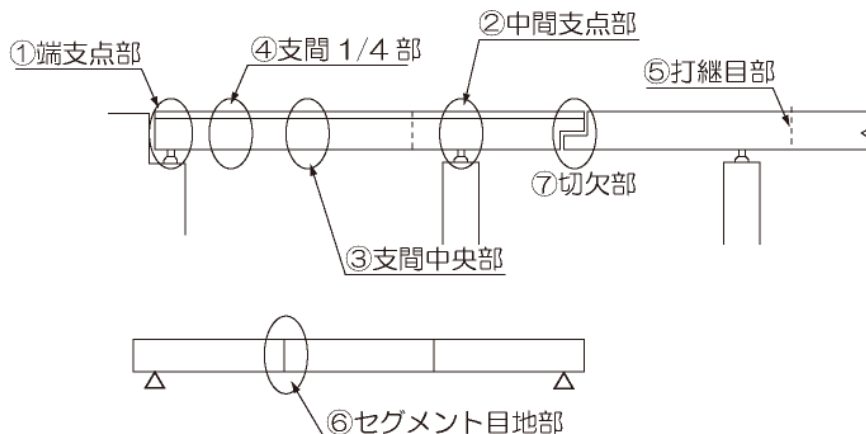
(1) 一般的に生じやすい損傷など

コンクリート橋において、発生しやすい損傷はひびわれと遊離石灰である。コンクリートのひびわれについては、位置、方向、ひびわれ幅が損傷程度を把握する重要な指標となるので、点検時には確実な記録が必要である。また、PC 橋については PC 鋼材に関する損傷は橋全体の構造的に大きく影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

点検をする上で特に重点的に着目する必要がある箇所を下表に示す。

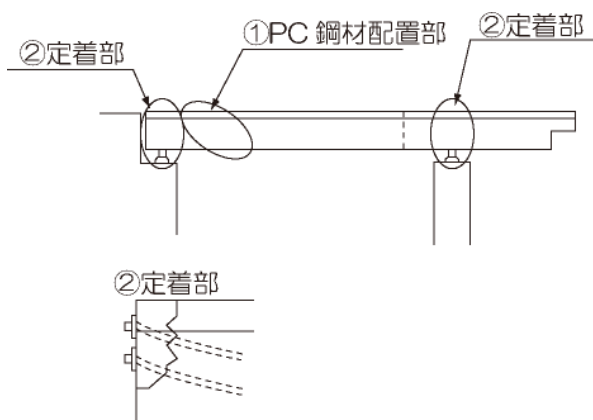
PC,R/C橋（共通）

着目箇所	内容
①端支点部	支承反力、地震、温度変化による水平力等により損傷を受けやすい。
②中間支点部	中間支点部（連続桁）では、負の曲げモーメントおよびせん断力が最大となり、かつ集中的な支承反力を受けて応力状態が複雑となる部分であり、ひびわれが発生しやすい。
③支間中央部	曲げモーメントが極大となる部分であり、曲げひびわれが発生しやすい。
④支間 1/4 部	鉄筋の曲げ上げ点で鉄筋量が少なく、支承の作動不良等により思わぬひびわれが発生することがある。
⑤打継目部	乾燥収縮や施工不良によるひびわれ、剥離（うき）、漏水が発生しやすい。
⑥セグメント目地部	セグメント施工の倍、打継部と同様の損傷が発生しやすい。
⑦切欠部	主桁断面が急激に変化する部分（ゲルバーヒンジ部や桁切欠部等）では、応力集中によるひびわれが発生しやすい。



PC橋

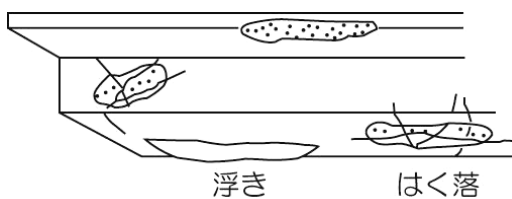
着目箇所	内容
①PC鋼材配置部	PCグラウトの充填不足箇所に水が浸入することにより、ウェブ側面や下フランジ下面にひびわれや遊離石灰が発生しやすい。
②定着部	ウェブやフランジに突起を設けてPC鋼材を定着している部分では、引張応力の集中によるひびわれが発生しやすい。また、定着部は後打ちコンクリートで覆われており、打継部目地より雨水が浸透しやすく定着装置が腐食しやすい。



(2) 想定される損傷の状況 (例)

1) 塩害

桁の端部付近は、伸縮装置部分から雨水が浸透しやすく、飛来塩分量が多い場所や凍結防止剤を散布する場所においては、コンクリートの劣化・ひびわれ・うき・剥離落下が発生することがある。飛来塩分による塩害では、供用中に受けた風向きなど日常的にどのような環境条件にあるか把握して点検に取り組むことが重要である。



2) PC 鋼材に沿ったひび割れ

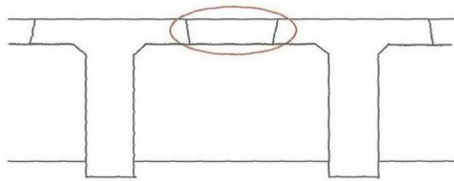
PC 鋼材のグラウト充填不足によるシースに沿ったひび割れ、遊離石灰を生じている事例が確認されている。この損傷は特に PC 鋼材を上縁定着（H6 年以降廃止）している橋に多い。



PC 桁のシースに沿ったひび割れ

3) 間詰め部の漏水、遊離石灰

セグメント桁や床版橋の間詰め（床版）部においては、漏水、遊離石灰が生じている事例が多い。



PC 床版橋の間詰め部からの遊離石灰

3. コンクリート床版

(1) 一般的に生じやすい損傷など

コンクリート床版において特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を損傷種類、補修工法ごとに下表に示す。

損傷種類	着目箇所
漏水及び遊離石灰	滞水環境下の床版、錆汁が認められる床版
床版ひびわれ	輸荷重の通行軌跡にあたる床版、制動荷重の作用する端部床版、貫通したひびわれが生じている床版（漏水・遊離石灰が生じている床版）
その他	鋼橋主桁端部の上フランジと床版界面の剥離（うき）

補修工法	着目箇所
連続繊維シート接着工法	繊維シートの剥離（うき）、漏水、遊離石灰、錆汁
下面増厚工法	ひびわれ、漏水、遊離石灰、錆汁、剥離（うき）
鋼板接着工法	鋼板端部やボルトキャップ部の錆、うき、漏水、遊離石灰、錆汁
床版上面増厚工法	伸縮装置や地覆部近傍のうき、舗装面のひびわれ、ポットホール、床版下面の漏水・遊離石灰

※防水層の設置有無は、既存の資料、排水桁に接続されているスパイラルパイプの有無、スラブドレーンの設置状況等を見て確認する。

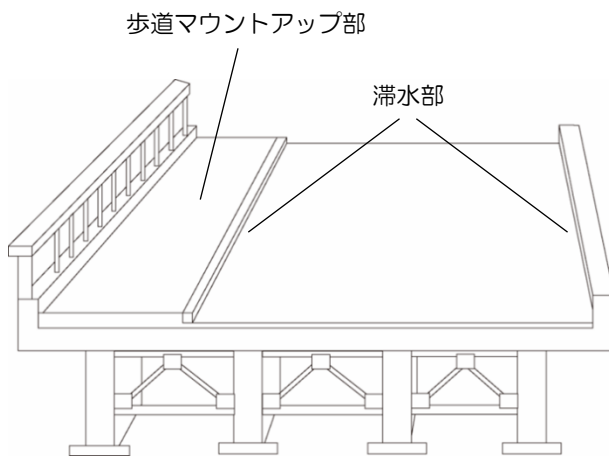
(2) 想定される損傷の状況 (例)

1) 上面損傷

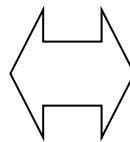
建設当初に床版の上面に乾燥収縮で発生したひびわれが、車両の通行による雨水のポンピング作用で増大し、上面鉄筋の発錆、コンクリートの土砂化に進展していく例がある。

特に、床版防水が十分でない場合や凍結防止剤を散布する場合には、鉄筋の発錆が早いため、進展が早い。また、地覆及び歩車道境界部の滞水箇所や歩道のマウントアップ部（特に碎石によるマウントアップ）で土砂化が確認された例がある。

なお、舗装打ち換え時にはPC鋼材の上縁定着部が腐食していないか確認することが望ましい。



防水層未設置箇所の床版上面土砂化



橋面と床版下面の損傷状況は関連している場合が多い



碎石によるマウンドアップ歩道箇所における床版下面の遊離石灰（歩道下に集中）

2) 貫通ひびわれの生じている床版

ひびわれの外観性状が同様であっても、貫通ひびわれや水分の供給があると損傷の進行速度が早くなるため、注意が必要である。ひびわれに漏水・遊離石灰を伴う場合、貫通ひびわれの発生及び路面からの雨水等の浸入が疑われる。

3) 疲労以外の要因も疑われる床版ひびわれ

放射上に広がるひびわれや遊離石灰が広範囲に見られる場合には、疲労のみが要因ではない劣化が進行している可能性がある。この場合、コンクリート自体の劣化など床版の損傷の原因を把握し、材料劣化や床版全体のコンクリートの劣化の程度を考慮する必要がある。顕著なひびわれがない箇所でも遊離石灰が広範囲で見られることがある。

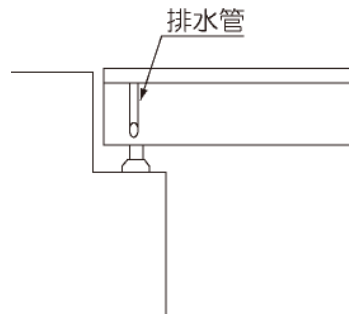
4. 下部構造

(1) 一般的に生じやすい損傷など

下部工においては、橋座部を中心とした滞水、漏水箇所における凍害及び広幅員箇所の鉛直方向ひび割れがよく見られる。特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を下表に示す。（着目する損傷はひびわれと遊離石灰）

部材種類	着目箇所
橋脚	梁脊座周辺、隅角部、張出取付部、打ち継目、断面変化位置、柱根元
橋台	パラペット、フーチング根元、ウイング、打ち継目、橋座部*

※排水管やスラブドレーンの流末が橋座上となっていないか注意する。



(2) 想定される損傷の状況（例）

1) 凍害、塩害

凍結防止剤を散布する場所においては、桁端部からの漏水によって沓座付近に滞水し、凍害が発生し、さらに塩分が徐々に蓄積し、コンクリートの劣化・ひびわれ・錆汁が発生することがある。



橋座部の凍害によるスレーキング

5. 支承

(1) 一般的に生じやすい損傷など

支承において特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を支承の種類毎に下表に示す。

支承の種類	着目箇所と損傷
線支承	<ul style="list-style-type: none"> ①下沓本体の割れ、腐食 ②サイドブロック立上り部の割れ ③ピンチプレートの破損 ④上沓ストッパー部の破損 ⑤アンカーボルトの損傷、腐食 ⑥沓座モルタル、沓座コンクリートの損傷
ベアリング支承	<ul style="list-style-type: none"> ①下沓本体の割れ、腐食 ②ベアリングプレートの損傷（飛出し） ③サイドブロック取付部の割れ ④サイドブロックの接触損傷、サイドブロックボルトの破断 ⑤上沓ストッパー部の破損 ⑥セットボルトの破断 ⑦アンカーボルトの損傷（破断・抜出し）、腐食 ⑧沓座モルタル、沓座コンクリートの損傷
複数ローラー支承	<ul style="list-style-type: none"> ①上沓、下沓、底板の損傷、腐食 ②ローラー部の損傷（ローラーの抜出し、ピニオンの破損）、腐食 ③サイドブロックの接触損傷、サイドブロックボルトの破断 ④下沓ストッパー部の破損 ⑤セットボルトの破断（鋼桁の場合） ⑥ピン部又はピボット部の損傷 ⑦アンカーボルトの損傷（破断・抜出し）、腐食 ⑧沓座モルタル、沓座コンクリートの損傷 ⑨保護カバーの破損
ゴム支承	<ul style="list-style-type: none"> ①ゴム本体の損傷、劣化（有害な割れの有無） ②ゴム本体の変位・逸脱（常時の許容せん断ひずみは70%） ③ゴムのはらみ等の異常の有無 ④ゴム本体と上沓との接触面に肌すきの有無 ⑤サイドブロックの損傷、サイドブロックボルトの破断 ⑥上沓ストッパー部の破損 ⑦セットボルトの破断 ⑧アンカーボルトの接触損傷（破断・抜出し）、腐食 ⑨沓座モルタル、沓座コンクリートの損傷

(2) 想定される損傷の状況（例）

1) ペンデル支承のアンカーボルトの腐食、破断

ペンデル支承の設置位置は、沓座を切り込んで設けられている場合が多く、土砂詰まりや滞水を生じやすく、腐食しやすい環境にある。

一方、ペンデル支承は少ないアンカーボルト本数に大きな上揚力が常に作用しており、アンカーボルトの腐食は破断につながりやすく、構造系の安定をおびやかすことにもなる。

6. 伸縮装置

伸縮装置においては、漏水の有無及び遊間異常については特に注意して点検する必要がある。遊間異常が疑われる場合は、その原因（支承部の異常、下部工の移動等）と考えられる箇所の点検も併せて注意する必要がある。

その他損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を伸縮装置の種類毎に下表に示す。

伸縮装置の種類	着目箇所と損傷
埋設ジョイント	<ul style="list-style-type: none"> ①シーล材の脱落 ②埋設舗装材のひびわれ、角欠け、剥離（うき） ③漏水
突き合わせジョイント	<ul style="list-style-type: none"> ①シーล材の脱落、ゴムの切断、うき上がり ②コーナーチャンネル等の変形、ゴム材との剥離（うき） ③アンカー材、アンカー部の破損、床版端部の破損 ④土砂の浸入 ⑤後打ち材の角欠け、陥没、舗装との剥離（うき）、ひびわれ、磨耗 ⑥後打ち材と舗装との段差、伸縮装置前後の段差
荷重支持型 ゴムジョイント	<ul style="list-style-type: none"> ①フェースゴムの磨耗、さく裂、劣化、剥離（うき） ②取り付けボルトのゆるみ、損失 ③アンカー材、アンカー部の損傷、床版端部の破損 ④後打ち材の角欠け、陥没、舗装との剥離（うき）、ひびわれ、磨耗 ⑤後打ち材と舗装との段差、伸縮装置前後の段差 ⑥周辺舗装のひびわれ、陥没、剥離（うき） ⑦ゴムと鋼材、鋼材と鋼材の間にできた隙間から発生する車両通過時の騒音 ⑧段差による車両通過時の騒音 ⑨アンカーボルトの取り付け不良、ゆるみによる車両通過時の騒音
鋼製 フィンガージョイント	<ul style="list-style-type: none"> ①フェースプレートの破断、破損 ②フェースプレートとウェブとの取り付け溶接部の破断、それによるフェースプレートのはがれ、うき、ウェブのわれ、またそれらによる車両通過時の騒音・金属音 ③アンカー部の取り付け溶接部の破断などによるアンカーの離れ ④鋼材やアンカーの腐食 ⑤高力ボルトのゆるみ・破断・それによる車両通過時の騒音・金属音 ⑥後打ち材や周辺舗装の角欠け、陥没、ひびわれ、磨耗、盛り上がり ⑦後打ち材や周辺舗装とフェースプレートとの段差、後打ち材と周辺舗装との段差 ⑧アンカー部コンクリートのひびわれ、破損 ⑨前後のフェースプレート間の段差、それによる車両通過時の騒音 ⑩フェースプレートが離れすぎてフィンガーの歯がかみ合っていない、非排水シーล材の離れ、引きちぎれ、排水樋が水の落ちる位置とかみ合わない、それらによる漏水 ⑪フェースプレートが接触し、桁の伸びを阻害する ⑫フィンガーの歯が横方向に接触 ⑬排水樋の土砂の堆積や腐食による漏水

7. 高欄・地覆

高欄・地覆において特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を種類別に下表に示す。

高欄・地覆の種類	着目箇所と損傷
鉄筋コンクリート製高欄・地覆	①表面、水切り部のかぶりコンクリートの剥離（うき）、剥落（凍害） ②付帯設備の異常振動等による取り合い部の損傷
鋼製高欄	①支柱取り付け部(根元)、レール連結部の腐食 ②付帯設備の異常振動等による取り合い部の損傷
照明灯	支柱取付部(根元)の腐食、ボルトのゆるみ・脱落

8. 排水施設

排水施設において特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を排水施設の部位別に下表に示す。

排水施設の部位	着目箇所と損傷
排水ます、蓋	蓋のはずれ、破損、損傷による車両通行時の打撃音、土砂詰まり
排水管	ジョイント付近の破損・はずれ、鋼管の溶接われ、腐食
取付金具	排水管や取付部材からのはずれ

9. 落橋防止システム

落橋防止システムにおいて特に損傷が発生しやすく、点検をする上で、重点的に着目する必要がある箇所を落橋防止システムの種類別に下表に示す。

落橋防止システムの種類	着目箇所と損傷
鋼製ストッパー	鋼材の腐食・ボルト及びアンカーボルトのゆるみと欠損
コンクリートストッパー	コンクリートのひびわれ（特に基部）、剥離（うき）、鉄筋露出
PC連結タイプ	PCケーブルの腐食、アンカーボルトのゆるみ、ボルトのゆるみ、鋼材の腐食
チェーン連結タイプ	チェーン被覆の腐食、アンカーボルトのゆるみ、ボルトのゆるみ、鋼材の腐食
緩衝ゴム	
鋼製	鋼材の腐食、アンカーボルトのゆるみ
コンクリート製	コンクリートのひびわれ、剥離（うき）、鉄筋露出
ジョイントプロテクター	ジョイントプロテクターの破損

10. その他（全体系）

橋梁全体系で点検時に、重点的に着目する必要がある箇所を下表に示す。

損傷種類	着目箇所
沈下・移動・傾斜	橋脚柱根元、フーチング根元、桁のたわみ

- 【参考文献】 橋梁定期点検要領（案） 国土交通省 道路局 国道・防災課 平成 16 年 3 月
橋梁定期点検要領（案） 国土交通省 道路局 国道・防災課 平成 26 年 6 月
橋梁定期点検要領（案） 国土交通省 道路局 国道・防災課 平成 31 年 3 月